

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回文化財保護審議会		
開催日時		令和4年(2022年)7月4日(月) 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市役所本庁舎6階 第2委員会室		
事務局(担当課)		教育局文化財課		
出席者	委員	藤川昌樹、田中ひとみ、毛塚裕之、徳丸亜木、岡野一穂、大関 武、杉原 薫、川田玲美、黒江将太、宗田敦美		
	その他			
	事務局	森田教育長、石橋文化財課長、中川課長補佐、広瀬係長、五十嵐主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 教育長あいさつ 3 任命書交付 4 会長、副会長の選出 5 議事 (1) 令和3年度事業報告について (2) 令和4年度事業計画について 6 その他 7 閉会			

1 開会

事務局（中川補佐）：皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今から、令和4年度第1回つくば市文化財保護審議会を開催いたします。本日の文化財保護審議会ですが、10名の委員の皆様のご出席がありますので、つくば市文化財保護審議会条例第7条の規定により会議が成立していることをご報告いたします。また、本日、当審議会の会長選出までの間、進行を務めさせていただきますつくば市文化財課の中川と申します。よろしく願いいたします。それでは初めに、つくば市森田教育長から御挨拶申し上げます。

2 教育長あいさつ

【森田教育長挨拶】

3 任命書交付

【任命書交付、委員自己紹介、事務局職員紹介】

4 会長、副会長の選出

事務局（中川補佐）：続きまして、次第の4「会長、副会長の選出」に移ります。つくば市文化財保護審議会条例第6条の規定に基づき、本審議会の会長、副会長を選出していただきたいと思っております。選出に当たりまして委員の皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

事務局（中川補佐）：特に御意見がないようですので事務局案を提案させていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局（石橋課長）：文化財課課長の石橋です。それでは、事務局案を提示させていただきます。事務局としましては、審議会の円滑な運営のためにも、これまでの会長・副会長に継続してお勤めいただくのがよいと考えます。従いまして、藤川委員に会長を、田中委員に副会長をお願いする案を提案いたします。

事務局（中川補佐）：ただいまの事務局案につきまして、委員の皆さまから御

意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

事務局(中川補佐)：特に御意見がないようですので、事務局案に賛成いただけましたら拍手をもって承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし、拍手)

事務局(中川補佐)：ありがとうございます。只今、会長には藤川委員を、副会長には田中委員をとということで御承認いただきましたのでよろしくお願いいたします。それでは、代表して藤川会長から御挨拶をお願いいたします。

【藤川会長挨拶】

事務局(中川補佐)：ありがとうございます。それではこれからはつくば市文化財保護審議会条例第7条の規定により、藤川会長に議事の進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

5 議事

議長(藤川会長)：それでは、早速、次第の5「議事」に入らせていただきます。本日は、次第のとおり、案件が2件予定されております。初めに皆様をお願いいたします。発言の際は挙手の上、マイクがお手元に届いてから、お名前を述べ、簡潔、明瞭に御発言ください。また、本日の会議終了時刻は午後4時を予定しています。議事の進行に当たりましては皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、本審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えますが、よろしいでしょうか。意義なしということで公開ということで進めさせていただきます。

では早速、議事の(1)、令和3年度事業報告について事務局から説明をお願いします。

事務局(石橋課長)：**【資料に基づき説明】**

議長：只今の事務局の説明に対して、質問・意見がありましたらお願いいたします。

岡野委員：国庫補助事業について、会議のたびになかなか交付額が厳しい状況

が説明されますが、将来的な見通しはどのようなのでしょうか。

事務局（石橋課長）：今、補助事業として行っているのが、埋蔵文化財発掘調査、小田城跡と金田官衙遺跡の公有化、史跡整備、文化財活用の4つですが、この中で一番補助金の減額査定が大きいのが、埋蔵文化財の調査です。年によっては要望額の6割くらいの交付であったこともあり一番影響が大きいです。土地の公有化は要望のほぼ100%交付されています。史跡整備に関する予算は、7割くらいで交付されているのが現状です。そのため昨年度の基本計画からの若干のスケジュール変更をしながら進めていきます。活用についてはほぼ100%交付されています。今後どうするかは、なかなか難しいところもありますが、全国史跡整備市町村協議会という団体がありまして、全国の史跡整備を行う市町村が加盟して、議員に対する陳情活動を行っています。そういう中で、市町村の意見を国に伝える努力は続けていこうと思っています。

議長：他にはいかがでしょうか。よろしければ続いて議事の（2）、令和4年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局（石橋課長）：【資料に基づき説明】

議長：只今の事務局の説明に対して、質問・意見がありましたらお願いいたします。

岡野委員：鹿島神社の大けやきの剪定は、どの程度の補助を予定しているのでしょうか。また、どの程度の剪定を行う予定でしょうか。

事務局（石橋課長）：見積もりの金額がまだ出ていないため、具体的な金額はまだ分かりません。ただ、高いところから、かなり大きな枝を下すということになるので、金額は比較的高くなると思います。今年度になってからの相談ではありますが、至急のものではあるので、何らかの予算措置は考えていこうと思っております。花室の大つげについては、30万円ほどが事業費になりまして、その2分の1を補助する形になるかと思えます。

議長：名称について、ただ「鹿島神社」だけだと、どこの鹿島神社か分かりにく

いように感じます。

事務局（石橋課長）：指定名称としては、当時の桜村の付け方かと思いますが、「大けやき」「大つげ」となっていて地区名が付いていません。これはやはり名称の付け方を統一することも考えなければいけないと思っています。

田中委員：天然記念物に関しては、旧町村のものを引き継いでいるような状況がずっと続いています。市内の巨木調査をしましたところ、やはり指定されていなくても、指定天然記念物の樹木より大きいものは、かなりあるように感じました。現状では、やはり指定する基準みたいなものが明確ではないと感じています。ちょうど巨樹の基礎調査が終わったので、その結果を受けて、今後天然記念物の保存、指定等に関して、つくば市としての今後の方向性を検討した方が良いのではないのでしょうか。やはり樹木は寿命があるので、どうしても今は指定されている大きな樹木も今後は衰退していくことは目に見えています。そのため、次世代の天然記念物にふさわしいものは、何らかの保存を考えていかなければならないと思います。巨木調査をした後に、去年確認調査に行ったのですが、切られてしまった樹もかなりありました。調査に入っただけなので、「周りから苦情が来たので切りました」とか、神社だと「樹勢が悪くなって倒れたら危ないので切りました」というようなことも多々ありましたので、今後どうするかを真剣に考えないと、今の指定天然記念物がみんな無くなったら天然記念物自体が一つも無くなる、ということになりかねないと思います。それともう一つ、そういうことを皆さんに知っていただくためにも、この基礎調査の一般向け報告書をぜひ出したいと思っています。報告書として冊子にするのは良いかと思いますが、それだと一部の人しか見てもらえないので、マップのようなものを少し多めに作って配布したらどうかということも去年はご提案しました。それから、オンライン上でどなたでも見られるものとして、花木散歩というサイトがあります。すごく良いサイトが構築されていて、歴史遺産なども載せられるようなシス

テムに改良されてきています。維持経費が少し生じてきてしまうのですが、こういうものも少し検討していただければ、冊子を配るだけではなく、オンライン上でどこでも、学校でも自由に見られますので、こういったものも参考にいただければと思っています。つくば市内では、実験植物園にこのシステムが入っています。史跡関係などでも活用したいという市町村もあるようで、事例も今後出てくると思います。2019年に始まったもので、私も去年からちょっと関わらせてもらっています。資料もありますので、見ていただければと思います。

議長：巨樹について、調査はもうやっていただいた訳ですけども、その上で「指定」というところにはまだなっていないかと思っています。この点についての事務局の考えをご説明ください。

事務局（石橋課長）：指定の基準は、長く課題として残っていました。指定にするかしないかというのは、やはり所有者の方の意向が大きく関わってきますが、「指定級」とその一段下の「認定地域文化財級」の二つの線引きは、今回の調査等の結果を受けて、田中先生にもご相談しながら考えていきたいと思っています。

議長：もちろん所有者の意向は大事ですが、そもそも指定は市の側がするものですから、「市としてこれは指定したい」という方針は決めないと、所有者へ相談のしようもないと思います。樹齢や樹高、幹周りの太さなど、やはりきちんと案を作って、その上で、指定するかしないか相談していく、という手順になるのではないかと思います。

田中委員：その通りだと思います。「これはつくば市として貴重な天然記念物になる」という候補のリストを作った上で、基準を作り、所有者の方に指定して良いか聞いていく、ということが必要になってくるかと思っています。やはり「面倒なことになるから指定を受けたくない」というお声も結構あるので、どれだけ価値のあるものなのか、ということもご説明しながら理解していた

だくという手順も必要になってくるのではないかと考えます。

議長：調査をわざわざやったので、その次のステップに進まなければ、何のために調査したのか、ということになりかねないですから、そこはぜひ、今年度進めていっていただけたらなというふうに思います。

次に、ウェブサイトで史跡や天然記念物等が紹介されているという事例について、事務局の考えはいかがでしょうか。

事務局（石橋課長）：屋外にあって見易いものについては、調査した成果もありますので、ぜひ多くの人に見てもらいたいと思います。これもやはり、所有者の方へ「価値があるものだから見学できるようにお願いします」というような説得をすることが必要になると思います。できるだけ広く、特に学校の近くの木などは子供にも見てもらいたいと思います。

黒江委員：民有・官有問わず、文化財を見ると建造物や天然記念物が多いと思いますが、美術品、工芸品、書籍、古文書等で、修理や保管保存の相談などはありましたか。何か実施する計画があるのか、お聞きしたいと思います。

事務局（石橋課長）：美術品につきましては、今のところ所有者の方から「ぜひ直したい」という話はあまり多くないのが現状です。所有者自身も、おそらく状況を長く確認してない物件もあると思います。時間と労力も必要なので、すぐにできるとは言いきれませんが、何らかの方法で現況の追跡調査はしていかなければならないと思います。

毛塚委員：近年、若い先生が学校にたくさん入ってきて、つくば市出身でない先生方が増えてきているのを感じています。筑波の歴史や文化財について、研修の資料として、例えばこのパンフレットを見れば、或いはこのDVDを見れば、つくば市の文化財や歴史が簡単に分かるようなもの。30分程度で構わないと思いますが、例えば新しく来た先生に、「つくば市ってこんなところだよ」「こういう文化財や歴史があるんだよ」ということを伝えられるものがあると凄く良いと思います。少しご検討いただけるとありがたいです。

事務局（石橋課長）：媒体は映像をお望みでしょうか。

毛塚委員：30分くらいで、ある程度のことが分かるようなものがあるといいなと思います。

事務局（石橋課長）：映像でなければ、今あるもので見やすいものとしては、「つくば市の文化財」の後半の歴史の部分があります。その時の状況ではありますけども、短くわかりやすいものを作ろうということで作りました。講座等も、それをもとにして実施しています。そういう蓄積を生かして何か資料を作ることができればとは考えています。

事務局（広瀬係長）：市の歴史や文化財全体を均一的にというのは難しいのですが、小田城跡や平沢官衙遺跡については、ちびっ子博士の時の映像を年間を通じて配信しておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

議長：他にはいかがでしょうか。

宗田委員：学校への支援事業ということで、子供向けに作成した遺跡や文化財の資料を先生たちへ配布されていると思いますが、そういうものを学校図書館へも資料として渡していただければ、図書館の資料として使えると思います。子供たちや先生方が持っても、卒業、あるいは異動されると、学校になかなか資料が残らないのです。私はずっとそれを実感していたので、もし送る機会があれば、学校図書館にも送っていただければと思います。

事務局（石橋課長）：これまでの配布や案内は学校の先生宛に送付していましたが、学校図書館というのはあまり念頭になく、そこに別で置いてくださいという念押しはしたことがなかったので、今後気をつけて、ぜひ学校に残っていくようにしたいと思います。

議長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

杉原委員：文化財の活用の2番のところで、「歴史ジオパーク自由研究相談室」を実施するとしていますが、平沢官衙遺跡の周辺というのはジオパークのジオサイトにもなっていますので、そういったところをうまくジオパーク室と

連携できればと思います。ちびっ子博士の時には歴史的な建造物だけではなくその周辺の地質も紹介したり、文化財サポーター事業では平沢官衙遺跡の講座にジオパーク室の方も誘って、その地質や地形に関する話もボランティアの方々に紹介したりすると、ボランティアの方たちの話の厚みも増す気がします。それから先ほどの指定の話に戻りますが、つくば市はどちらかというと歴史や文化の方の文化財が多く、自然に関する天然記念物が少ないかなと思います。天然記念物には岩石、鉱物、化石も含まれていて、実際、つくば市の六斗にはそこでしか出ない貝の化石層があります。現状はまだ残っていますが、今後どうしていくかが課題になるかと思います。今ある指定文化財だけではなく、今後、歴史文化以外の天然記念物に相当しそうなもの洗い出しの作業というのもジオパーク室と連携すればうまくいくのではないかと聞いていて思いました。

事務局（石橋課長）：ジオサイトの保護をどのように行うべきか、というのは課題が多いと感じています。ピンスポットで指定できる土地というのは可能性があるかと思いますが、広大な山全体を指定して土地ごと残していくのかなど、残し方の方法に迷ってしまうところがあります。これもやはり基準が無いという点が課題にありますので、知恵をいただきながら、本当に価値があるものを文化財指定で残すための検討をしていきたいと思っています。

議長：今の件に関して、調査については、巨樹古木をここ何年かで行い、民家の調査も行い、つくば市はいろんな調査をやっていると思います。今のジオサイト関係の調査というのは、どういう形で行われているのでしょうか。

杉原委員：私の方からお話します。ジオパークというのは、基本的にボトムアップで守りたい場所を決めていくという作業で行われています。実際のところは地質の専門家等が見て、地質的に重要な場所があったら、まずはそこをある程度ピックアップして行って、それに対して、研究がどれだけ行われているか、過去の文献がどれくらいあるか調べています。さらに、その地域の

人がきちんと認識して守りたいと思っているかどうか、というところも含めて総合的な判断をして、ジオパーク協議会でエリア指定を行っています。そのため、法的な何の縛りもありませんし、それをきちんと守るという仕組みもありません。逆に言うと、ジオパークの方がボトムアップで守るべきものをリストアップして、それに対して、例えば県なり国がそこを自然公園のエリア、または保全の対象にするというのが一番美しい形かと思います。或いは、文化財の視点からだと、天然記念物に指定してもらおうという形で保全する仕組みを作っていくことができますし、そのような法的な縛りが無くても、地元が大事なものと認識して守っていく仕組みができるというのが理想かと思います。

議長：市としてはジオパーク、ジオサイトについてどれぐらい把握しているのでしょうか。ジオパーク室が担当部署として把握されているということでしょうか。

事務局（石橋課長）：ジオパーク推進協議会の教育研究部会に、文化財課の職員が委員として入っているため、ジオサイトの見直しなどの動向は、文化財課でもある程度把握しています。あとは旧筑波東中学校にジオパークと自転車の施設を造る中で、地域の文化財の部屋というのを用意してもらい大きな展示ではないですが、そこでジオパークに関係する歴史の展示を設ける予定です。それはこちらで受け持つことになっています。文化財課とジオパーク室で重なる部分は大きいのですが、ジオサイトの保存というところでは今後の課題かと思っています。

議長：「保全すべき地域の資源」という意味では共通していると思いますし、重なり合うところもあるので、そこはぜひ協力関係を築きながらやっていただくのが良いのではないかと思います。他に何かありますか。

田中委員：先ほども学校関係の方から、教員向けの資料というようにお話も出ていましたが、企画展の冊子がとても良くできていて、特に「目指せ筑波山

地域ジオパーク」のマークがあるもの、これは連携して作ったものでしょうか。凄く良くできていて分かりやすいですし、こういうものが既にいくつかあるようなので、何か活用してまとめていただけたらいいのかなと思いました。企画展だけで配布して終わるのではなく、せっかくやられたものなので連携を取って、活用して保全も進むような方向に行くといいのかなと考えています。よろしくお願いします。

黒江委員：展覧会のリーフレットは、PDFにしてアーカイブ化するといった取り組みは行われていますか。

事務局（広瀬係長）：PDFは記録としてパンフレットの印刷業者からもらっていますが、掲載資料については、インターネットで公開するところまで許可をもらってないものが多くあります。そのため、配布して終わり、という場合が多いです。

議長：例えば先ほどの学校教員向けの資料のお話でいうと、映像にする手間は少し大変な気がしますが、承諾権を何とかできるのであれば、PDFでダウンロードできるようにするだけでも随分違うかもしれないですね。

事務局（広瀬係長）：今後検討していきたいと思います。

議長：お願いします。他にはよろしいでしょうか。それでは資料4についてまだご説明いただいてなかったかと思いますので、説明をお願いいたします。

事務局（石橋課長）：【資料に基づき説明】

議長：予算について、何かご質問等ありますか。予算だけではなく、今まで言い忘れたことなどありましたらお願いします。

岡野委員：鎌倉の展示の講演会は糸賀茂男先生ですよね。中世の小田について、文化財課はずっと糸賀先生にお願いしていますが、頼り切りになっているので別な人材も想定しておくべきかと少し思いました。それから予算について、数字だけ見ると令和4年度は大分縮小したように見受けられます。そのような状況の中で、令和4年度の目玉になるような事業は何でしょうか。

事務局（石橋課長）：目玉になる事業は、来年度に関しては、平沢官衙遺跡の再整備事業の工事に着手することがあります。今年度は、大きな事業の谷間にちょうど入っているような状況です。その中でも、やはり平沢官衙遺跡の再整備を着実に進めていくこと。あとは巨樹・古木の調査、この辺りが今年の特徴になると思っております。

議長：他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画については、承認するということがよろしいでしょうか。それでは、事務局の説明の通り承認するというにしたいと思います。ありがとうございました。

教育長：時間ですのでそろそろ失礼いたします。今までのお話を伺いながら、文化財を知ってもらおう努力をまだまだしなければいけないなというふうに思いました。教員についても、このところ学級増等もありまして、つくばに毎年100人からの新規採用教員が入っています。茨城県の配置の方針というのは、初任校は自分のふるさとには配置しないというところがあります。ですから、こうした知ってもらおう努力を本当に考えなければならないと真剣に思いましたので、今後相談して進めて参ります。本当に貴重なご意見をありがとうございました。今日この後会議がありますので、失礼いたします。

議長：ありがとうございました。それでは、次第の6番、「その他」に関して、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局：（五十嵐主事）：【臼井大師堂石仏群について資料に基づき説明】

議長：只今の説明について、皆様から質問あるいはご意見をお願いできればと思います。

大関委員：私の方から補足させていただきます。実は私も県立歴史館で筑波山の展示をやるに当たって、その前に事前調査としまして、2011年に区長さんの御案内でこちらの調査をやらせてもらったことがあります。自分としては、やっぱりこの大師堂にいろいろ貴重なものがあるように思いました。配布さ

れた手書きの資料があったかと思えます。この手書きの資料は、ここにありますがように、昭和 56 年と書いてありますね。写真を見て、皆さんもお気付きになったと思えますけど、この手書きの配置図と現況の並び方はリンクしていません。これは建物自体が、最初の方の資料にあるように、平成 4 年に修理を行ったということで、大きく改変されております。従って、この石仏の並びも変わっています。それから入口の桁の彫刻ですが、私は調査した当時、いま写真も見てもそうですけど、江戸時代前期のものかと思っていました。建物を専門にされている先生方も見ていただけると、きっとお分かりになるかと思えますが、近世の非常に古い形態のものだと思っていました。次に建物の中のところですが、今、入口はこの正面しかありません。この手書きの資料を見ると、もう 1 か所入口があるようになっていきますよね。これは今はもう無くなっています。もう一つ、この石仏の並び方で資料と現況で違うところについて、まず写真の方を見ていただきますと、コの字になっているのは、2 列あります。中の内側の方です。さらにその外側にまた 2 列あります。そうすると石仏は全体で、内側の方が 2 列、外側の方が 2 列に並んでいます。この並び方に特徴がありまして、基本は、内側のものが丸彫りの弘法大師像で、外側のものが舟形光背です。ほとんどのものが舟形光背のものになってきて、外側の方は基本的に弘法大師ではない。いろいろなもので、観音も勿論あり、三十三観音なのかな、という気もしましたが、観音もあるし、如来もある、ということで、いろいろなものがあります。ちなみに、正面にご案内の看板があるかと思うのですが、その後ろに黒く飛び出ているもの、この一番中心の本尊のように思われるものは、不動明王です。そういったところも含めて、石仏の祀り方について改変はされていますが、非常に貴重なものだなど、私も調査した当時から思っていました。なぜ私がこの筑波山の調査でここをご案内いただいて調査したかということ、左側の列の 2 番目の舟形光背に「筑波山三役」と入っているのです。この「筑波山三役」という表記の

ある石造物は、多分自分が調べた限り、県内でこの1点だけだと思います。そしてこの筑波山三役とは何かということについてですが、まず筑波山の支配方は、基本的に住職はおらず、江戸の護持院がその役割にありました。そうするとこの三役というのは何か、という疑問が生じます。院代をトップとした事務方なのか、あるいは宗教方なのかというところの問題は結局突き詰めて分からなかったのですが、そういった意味でもこの資料は貴重なものだと思います。「大師堂の石仏群」として、所在をメインに指定していくのか、「大師講」という行為を名前として出していくのか、という名称をどうするかという課題はあるかと思いますが、非常に貴重な石仏群だと思っていますので、ぜひ、地域認定文化財の認定を自分としてもお願いしたいと思っています。

議長：ありがとうございます。徳丸先生、いかがでしょうか。

徳丸委員：ご説明ありがとうございました。私も有形の民俗文化財として興味深いものだと思います。2、3点確認したい点がございます。1点はこの石仏群の縁起なのですが、教育局文化財課が作られた、地域文化財認定についての資料ですと「天保3年に土を持ち帰り」という風に書かれていて、それで土地を浄めたとされています。それに対して老人会が作った資料の方は、「清隆寺よりお迎えした」と書かれておりますけれども、この話の元となるような古文書は伝えられているのでしょうか。或いは何か口承のことが伝えられておりますでしょうか。

事務局（五十嵐主事）：調査担当者からお答えさせていただきます。今御指摘にあったような古文書や文献については、全く残ってない状態です。平成4年に大師堂を再建した時に老人会の方々が作った資料に加えて、地元の方々が伝え聞いてきた話が今回お配りした資料のもとになっています。それから、石仏群の並びについて記した手書きの資料をお配りしましたが、これについて補足があります。区長さんがそこに記されている地元の人物の名前を、各

お宅へ回って位牌や墓石などから、調査して下さったのですが、記されている名前の方々が幕末から明治前期くらいの方だったそうです。当時の年代や状況が分かるのはこうしたもので、基本的に古文書や文献資料はあまり残っていないということでした。

徳丸委員：ありがとうございます。いわゆるミニ四国霊場ということになりますが、これを作るに際して土を持ってきてその場を浄めたという部分については、やはり非常に興味深い記述だと思います。何かこの根拠になるような資料があれば良いかと思いました。ただ、口承で伝えられているということであれば、そのあたりの経緯をきちんと記録するということが、非常に意味はあると思います。もう1点確認したいことは、実際にこの石仏群に対して、現在どのような祭祀、あるいは儀礼が行われているかということです。この平成5年に書かれた老人会の縁起においては、21日に集まり供養をしているということが記されていますが、これは現在においても継続されていると考えてよろしいのでしょうか。

事務局（五十嵐主事）：はい。供養はあまりやってないそうですが、地元の高齢者の方々が21日に集まって、弘法大師像にかける袈裟を女性方が縫って付け替えているというお話を区長から伺いました。

徳丸委員：単なる「もの」としてあるだけではなく、地域の人たちの信仰に基づいた様々な実践と結びついて存在しているというのは、非常に重要だと思います。僧侶を呼んできて供養のようなことをやってもらう、ということだけでなく、生活の中でそのような実践があるというのが非常に大事ですので、その点が確認できているというのは、非常に意味があると思います。それからこの和袈裟の古いものを1回取り替えている、と書かれていますが、これはもう残っていないのでしょうか。

事務局（五十嵐主事）：基本的にもう残っていないかとは思いますが。

徳丸委員：その辺りも残っていて、後からこう確認できるようであれば、それ

はそれで非常に意味がある資料になっただろうと思います。石仏に書かれている様々な記名等を見まして、信仰圏の広がりなども分かりますので、やはり非常に価値がある、文化財的な価値があるものだと個人的には判断します。

議長：ありがとうございます。他には何かこの件でございますか。

杉原委員：1ページのところで筑波山南麓の地名が9か所くらいある中で、今回は臼井のところから認定希望が来ているということですね。もし今後、これを検討していく上で、今回ここが文化財になったからということで他も手を挙げるがあると考ええると、他の関係するようなところも、一通り見た上で、実際にここがどれくらい価値があるのかというところは先に何か調べた方がいいのかなという気がしました。ただ、やはり地元の人が守りたいと言っている、その気持ちを何かしら拾うということが一番大事かと思えます。それから、地質学的な話からすると、今ここで写真を見る限り、使われている石は筑波山麓の花崗岩というよりも、他から持ってきた砂でできた砂岩か、もしくは緑泥片岩という秩父方面から持ってきたような石のようなので、やはり幕末から石の流通が盛んになって、他から持ってきているものというのが多そうだな、と思いました。このような石の種類を見極めるだけでも、本当にそれがその時代のものなのか、或いは古いものなのかというところは、判断材料にも使えると思いますので、そういう情報がもし必要でしたら私の方で何かしら協力はできると思います。

事務局（石橋課長）：周りの筑波山南麓の筑波、沼田、国松、上大島とか、そういうところのものがどういう形で残っているのか、残っていないのかはまだ把握はしていませんが、今回の物件はそういうところから集まってきたものというのもあるという話であったのかなと思います。それから、周辺地域の調査については今後行っていくべきかと思っております。

岡野委員：知識不足で申し訳ないのですが、これは講ですよ。もともとうちの方の集落でも講はいくつかありまして、10年ぐらい前までは2つぐらいあ

って、ずっと続いていました。年に何月何日という決まりがあって、集落の者が全員寄って、いわゆる祭礼をやっていました。それで、石造物調査は旧筑波町時代にやっていますよね。その時に、石造物調査資料集にはどういふふうに記載されていたのでしょうか。調査の対象になっていたものは、その石造物に記載されている文字を読み解いて、判別判読できるものはすべて書いてあったかと思いますが、どういふふうに記載されていたのでしょうか。

事務局（五十嵐主事）：掲載はされていますが、詳細については「幕末の年号が2、3に見える」と記されている程度です。

岡野委員：講の話に戻りますけど、地元の集落の話をして申し訳ないのですが、石造物資料集の中にすべて18体ぐらい調査対象になっています。年号もはっきりしてしまして、天文から慶長ぐらいの年号の石造物があります。個人的な見解ですが、そういったものと比較対照した時、これは講の対象として、皆さんが個人的に納めたものの集まりですよね。その辺をどう解釈していいか、私は専門ではないので判断しかねますが。事務局としては一度調査の対象ではないという話で持っていつているのですよね。

事務局（石橋課長）：調査の対象ではないというよりは、指定文化財としてはどうかという話です。

岡野委員：指定文化財の対象ではないということながら、地元から申請したいというふうに来ているということですね。地域としてやはり大切に保存していきたいということで、当然そういった部分を重要視するのは大切な部分なので、認定について言うことはありませんが、認定になった場合に、このような対象は多分たくさんありますよね。

事務局（石橋課長）：石造物が一か所に多くあるという状況は、例えば集落の公民館ですとか集会所であるかと思います。

岡野委員：小田や北太田など、エリアとして残っているところはかなりありますよね。

事務局（石橋課長）：今回の大師堂石仏群については、数とこの今ある状況の特異さが評価対象になるのではないかと考えています。

岡野委員：その辺も踏まえて、どういうふうな判断をするかというのは、今後重要な部分になってくるかと思えます。

議長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。時間もだんだん迫って参りましたので、進行は事務局の方にお戻ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局（石橋課長）：最後の大師講の調査については、すぐに結論を出すということではないにしても、引き続き調査していくことでよろしいでしょうか。

議長：それは構わないと思えます。今大きく言うと二つ意見があって、十分認定する価値があるのではないかという御意見と、慎重になった方が良くはないかというような御意見と両方あったと思えますが、いずれにしても調査は必要だろうと思えますし、可能な範囲でやっていただいた方がいいと思えます。

事務局（中川補佐）：藤川会長、進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり丁寧なご審議をいただき誠にありがとうございました。本日の会議録につきましては、後日委員の皆様にご確認いただいた後にホームページで公開する予定ですのでよろしくお願いいたします。次回、第2回の審議会につきましては、11月頃の開催を予定しております。その際には改めて日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして令和4年度第1回つくば市文化財保護審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

以上

令和4年度第1回つくば市文化財保護審議会

日時：令和4年（2022年）7月4日（月）

午後2時～4時

会場：つくば市役所6階第2委員会室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 任命書交付

4 会長、副会長の選出

5 議 事

(1) 令和3年度事業報告について ……資料1、資料2

(2) 令和4年度事業計画について ……資料3、資料4

6 その他

7 閉 会

令和 3 年度事業報告について

() 内数値は令和 2 年度実績

1 文化財の調査

(1) 各種文化財基本調査事業

- ・ 巨樹等調査の市民向け報告書作成のための現況確認

(2) 埋蔵文化財調査・保存事業

- ・ 開発等対応の試掘・確認調査 44 件(39 件)、本発掘調査 7 件(2 件)、民間調査機関による記録保存調整 6 件(1 件)

(3) 小田城跡確認調査事業

- ・ 減額査定された国庫補助事業費の範囲で整理調査を実施

(4) 市史編纂事業

- ・ つくば市史史料集第 17 編『古来村御用留(下)』を刊行
- ・ 谷田部沼尻家文書の寄託・寄贈を受ける
- ・ 谷田部藩主細川興隆書状を購入

2 文化財の保存

(1) 文化財保護審議会事業

- ・ 4/28、10/14、3/8 の 3 回開催(2 回)

(2) 市管理文化財維持管理事業

- ・ 指定文化財草刈り等
- ・ 市所有及び市管理文化財の修繕は緊急案件が未発生のため 0 件(2 件)
- ・ 説明板の設置及び修繕 市指定史跡日向廃寺跡での改修 1 件(1 件)

(3) 小田城跡保存事業

- ・ 1 筆、335.49 m²を買収(1,425.82 m²)。C 地区、案内所の南近接地

(4) 金田官衙遺跡保存事業

- ・ 3 筆、15,270.61 m²を買収(6,500.03 m²)。区画整理事業地内を終了。
公有化率 99.4%(79.0%)

(5) 民有文化財補助事業

- ・ 大塚家住宅火災報知設備管理事業、同火災報知設備修繕事業、無形民俗文

化財保存事業（田倉三匹獅子）計 3 件(5 件)

3 文化財の活用

(1) 文化財展示講座等事業

- ・ 11/13～ 2 /23 巡回企画展「つくば市の遺跡と発掘調査 -先人の営みを
探る-」 来場者約 1,187 人(1,565 人)
- 11/23 体験講座「土器にさわろう！埋蔵文化財整理体験」 参加者 12 人
(18 人)
- 12/11 講演会「『常陸国風土記』と考古学-筑波郡・河内郡を中心に-」
(講師：大関 武委員) 参加者 62 人(58 人)
- ・ 4 /29～ 6 /13 小田城写真展～小田氏関係の寺院風景～
- ・ 5 / 3～ 5 / 5 平沢官衙遺跡特別開扉
- ・ 7 /17～ 7 /30 ちびっ子博士事業現地開催 参加者約 2,000 人(R2 中止)
- ・ 10/13～ 11/24 初歩からはじめる古文書講座。受講者 18 人
- ・ 11/ 6 平沢官衙遺跡周辺歴史ウォーキング。参加者 16 人
- ・ 1 /15 小田城冬の陣・どんど焼き。参加者約 2,000 人(約 1,000 人・冬の
陣未実施)
- ・ 1 /29 平沢官衙遺跡芝文字と文化財防火訓練。参加者 83 人(R2 中止)
- ・ その他の史跡での恒例の催事は新型コロナの影響により中止

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・ 市内学校教諭への研修講座は新型コロナの影響により中止、資料のみ配布
- ・ 学校への解説 2 件(6 件)、出前授業 2 件(2 件)、オンライン授業 2 件(1
件)
- ・ ちびっ子博士用の施設紹介動画 4 件を一部編集し、市 HP で公開
- ・ 発掘調査の子供向け解説資料を作成

(3) 文化財サポーター事業

- ・ 10/12～ 12/21 第 3 回解説ボランティア養成講座(桜地区・谷田部地区対
象)。受講者 8 人(6 人)、登録者計 23 人(15 人)
- ・ 7 /27 ボランティア登録者対象の研修会。参加者 7 人

(4) 文化財展示施設管理事業

- ・ 新型コロナの影響により 8/18～9/21 まで休館。その他の期間は入場者数や団体見学対応の制限等をしながら開館
- ・ 平沢官衙遺跡歴史ひろば多目的トイレの改修等、修繕や維持管理を実施
- ・ 平沢官衙遺跡歴史ひろばの復元建物について、11月に板倉の屋根部材が落下、1月に土倉のグシ西側が破損、ともに応急措置工事を実施
- ・ 文化財展示施設来館者数

	単位	R3年度	R2年度	R元年度	H30年度	H29年度
桜歴史民俗資料館	人	2,568	1,705	8,064	7,809	3,204
出土文化財管理センター	人	78	64	58	126	119
平沢官衙遺跡歴史ひろば	人	38,024	35,722	50,689	46,508	52,478
谷田部郷土資料館	人	813	505	3,948	4,591	1,031
小田城跡歴史ひろば	人	13,888	15,317	19,853	21,204	17,479

(5) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・ 平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計を3月に策定
- ・ 「平沢官衙遺跡再整備懇話会」を4回開催して内容を検討

令和3年度当初予算額・決算額比較(歳出)

(単位:千円、%)

予算事業	事務事業	当初予算額		補正・流用額		決算額		残額(当初+補正等-決算)		執行率(%)		主な増減の内容
		予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	
事業 11 文化財保護審議会に要する経費	854 文化財保護審議会事業	228	228	0	0	196	196	32	32	86.0	86.0	欠席者分の減
事業 12 文化財調査に要する経費	981 各種文化財基本調査事業	33,311	518	11,126	0	21,172	109	1,013	409	95.4	21.0	巨樹・古木委託料の減
	982 埋蔵文化財調査・保存事業		32,793		11,126		21,063		604		97.2	土地改良委託料の契約差金等
事業 13 文化財維持管理に要する経費	856 市管理文化財維持管理事業	6,241	5,199	528	228	4,819	4,671	894	300	84.4	94.0	委託料の契約差金等
	857 民有文化財補助事業		1,042		300		178		564		24.0	火報器設置、民有文化財補助の減
事業 14 市史編纂に要する経費	859 市史編纂事業	665	665	0	0	664	664	1	1	99.8	99.8	
事業 15 小田城跡に要する経費	862 小田城跡確認調査事業	10,317	4,216	1,953	1,753	7,966	1,926	398	537	95.2	78.2	国庫補助金減額に伴う事業縮小
	860 小田城跡保存事業		6,101		200		6,040		139		102.4	鑑定手数料の減
事業 16 文化財展示施設管理に要する経費	863 文化財展示施設管理事業	68,269	61,132	5,567	4,500	60,870	54,866	1,832	1,766	97.1	96.9	施設管理委託料契約差金等
	1047 平沢官衙遺跡再整備事業		7,137		1,067		6,004		66		98.9	設計委託料契約差金等
事業 17 金田官衙遺跡に要する経費	864 金田官衙遺跡保存・活用事業	426,095	426,095	0	0	426,094	426,094	1	1	100.0	100.0	
事業 18 歴史文化教育・活用に要する経費	865 学校での伝統文化教育支援事業	4,367	209	400	0	3,580	174	387	35	90.2	83.3	
	866 文化財展示講座等事業		3,914		400		3,284		230		93.5	コロナの影響による催事委託料の減等
	983 文化財サポーター事業		244		0		122		122		50.0	ボランティア謝礼・バス賃借料の減等
合計			549,493				525,361		4,558		95.6	

令和3年度当初予算額・決算額比較(歳入)

(千円)

決算額は審査前の見込額

	合計	国県補助	起債	その他特定財源	市一般財源
当初予算額	549,493	38,176	426,000	292	85,025
決算額	525,361	24,961	426,000	231	74,169
増減(決算-当初)	24,132	13,215	0	61	10,856

令和 4 年度事業計画について

1 文化財の調査

(1) 各種文化財基本調査事業

- ・ 巨樹・古木等調査は、一般向け報告書の原稿作成及び刊行
- ・ その他文化財調査として、新たに発見された洞下村古宇田家文書の調査及び目録の作成

(2) 埋蔵文化財調査・保存事業

- ・ 各種開発等に伴う取扱事務・調査を継続（件数は増加傾向が続いている）

(3) 小田城跡確認調査事業

- ・ 国庫補助金の減額査定により延期した出土品保存処理業務のみを継続

(4) 市史編纂事業

- ・ 令和 5 年度刊行予定「つくば市史史料集第 18 編 寺具陣屋日記（仮称）」の史料調査（同史料の所蔵先である国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）を訪問）及び原稿作成

2 文化財の保存

(1) 文化財保護審議会の開催

- ・ 平沢官衙遺跡再整備事業実施設計等について検討、3 回開催予定

(2) 市管理文化財維持管理事業

- ・ 必要な維持管理業務を継続
- ・ 昨年度試験的に開始した小田城跡の一部での住民と連携した草花による環境美化を継続

(3) 小田城跡保存事業

- ・ D地区の 1 筆約 778 m²を買収

(4) 金田官衙遺跡保存事業

- ・ 区画整理地外の個人所有地 645 m²を買収し、指定地の公有化が完了
- ・ 令和 3 年度の買収で「先行取得償還」という国庫補助制度を活用。令和 4 年度から 10 年間、令和 3 年度の市債の償還金に 8 割の補助を受ける

(5) 民有文化財補助事業

- ・大塚家住宅火災報知器点検、民有文化財活動への補助
- ・市指定天然記念物「花室の大つげ」及び「鹿島神社の大けやき」の剪定への補助
- ・市指定民俗文化財「田倉の三匹獅子」の獅子頭調達について調整を実施

3 文化財の活用

(1) 文化財展示講座等事業

- ・巡回企画展は、大河ドラマに登場する八田知家が小田氏の祖であることから、八田知家の人物像と鎌倉時代のつくば市の様子を紹介する「鎌倉殿の御家人「八田知家」と鎌倉時代のつくば(仮称)」を実施。関連して、体験学習会や講演会の実施について内容を検討する。
- ・大河ドラマでの取り上げを機会として、小田氏や小田城跡を周知する一般向けのイベントを開催
- ・昨年度に引き続き、文化財講座として古文書講座を7月～9月に開催
- ・その他の催事は、平沢官衙遺跡や小田城跡での恒例の催事を実施予定(新型コロナウイルス感染症の状況により開催可否を判断する)

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・市教育研究会社会科研究部との共催により、教員を対象とした社会科研修・巡検会を8月10日に実施。大型バスを1台借り上げ(約30名程度を予定)、平沢官衙遺跡・小田城跡・桜歴史民俗資料館を見学する。
- ・生涯学習推進課が実施する「ちびっ子博士事業」(7/23～9/30)を、平沢官衙遺跡・小田城跡・桜歴史民俗資料館・谷田部郷土資料館で実施予定。さらに平沢官衙遺跡の特別開扉を3回行う。
- ・「歴史・ジオパーク自由研究相談室」を8月8日、9日の2日間、ジオパーク室と共催により開催

(3) 文化財サポーター事業

- ・桜地区・谷田部地区を対象とした解説ボランティア養成講座を継続
- ・ボランティア登録者等を対象とした研修会を開催。今年度は4月に平沢官衙遺跡の講座を実施(ボランティア登録者13名+平沢歴史文化財フォーラム

5名＝計18名参加)。5月3～5日の特別開扉にて研修を修了したボランティアを動員

- ・ちびっ子博士事業の対応に備えた飯塚伊賀七講座を7月に実施

(4) 文化財展示施設管理事業

- ・必要な維持管理業務を継続

(5) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・令和3年度に基本計画・基本設計を策定し、令和4年度に実施設計、5年度から8年度に実物大復元建物の改修を主体とした再整備工事を実施
- ・2年目となる今年度は、実物大復元建物3棟の実実施設計を作成
- ・再整備事業に際しては、「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会」に意見を聴きながら進める

令和3年度・令和4年度当初予算額比較（歳出）

（単位：千円、％）

予算事業	事務事業	R3当初予算額		R4当初予算額		増減(R4 - R3)		割合(R4/R3)		主な増減の内容
		予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	
事業 11 文化財保護審議会に要する経費	854 文化財保護審議会事業	228	228	252	252	24	24	110.5	110.5	
事業 12 文化財調査に要する経費	981 各種文化財基本調査事業	33,311	518	13,221	513	20,090	5	39.7	99.0	
	982 埋蔵文化財調査・保存事業		32,793		12,708		20,085		38.8	発掘調査委託料の減
事業 13 文化財維持管理に要する経費	856 市管理文化財維持管理事業	6,241	5,199	6,767	5,975	526	776	108.4	114.9	施設管理委託料の増
	857 民有文化財補助事業		1,042		792		250		76.0	火災報知設備設置補助金の減
事業 14 市史編纂に要する経費	859 市史編纂事業	665	665	1,514	1,514	849	849	227.7	227.7	巨樹等調査報告刊行の増
事業 15 小田城跡に要する経費	862 小田城跡確認調査事業	10,317	4,216	9,146	1,024	1,171	3,192	88.6	24.3	整理作業終了に伴う減
	860 小田城跡保存事業		6,101		8,122		2,021		133.1	土地購入面積の増に伴う購入費の増
事業 16 文化財展示施設管理に要する経費	863 文化財展示施設管理事業	68,269	61,132	72,617	55,486	4,348	5,646	106.4	90.8	一部業務の事業13への移管等による減
	1047 平沢官衙遺跡再整備事業		7,137		17,131		17,131		240.0	実施設計着手による増
事業 17 金田官衙遺跡に要する経費	864 金田官衙遺跡保存・活用事業	426,095	426,095	11,945	11,945	414,150	414,150	2.8	2.8	土地購入面積の減に伴う購入費の減
事業 18 歴史文化教育・活用に要する経費	865 学校での伝統文化教育支援事業	4,367	209	4,359	209	8	0	99.8	100.0	
	866 文化財展示講座等事業		3,914		3,913		1		100.0	
	983 文化財サポーター事業		244		237		7		97.1	
合計			549,493		119,821		429,672		21.8	

令和3年度・令和4年度当初予算額比較（歳入）

（千円）

	合計	国庫補助	起債	その他特定財源	市一般財源
令和3年度	549,493	38,176	426,000	292	85,025
令和4年度	119,821	32,749	0	311	86,761
増減(R4 - R3)	429,672	5,427	426,000	19	1,736

このほか、R4年度歳入として、財政課計上のR3年度起債償還に充当する国庫補助金1,417千円を計上。

「臼井大師講石仏群」の地域文化財認定について

教育局文化財課

1 経緯

令和3年11月中旬、臼井立野地区の区長から、同地区の大師堂にある石仏群を文化財に指定できないか相談があった。

同年11月26日、文化財課職員が現地に伺い、現況と相談内容を確認。その後、確認した内容をもとに課内で協議し、指定文化財には適さないと判断したため、その旨を区長に伝え、別途、認定地域文化財制度について説明した。

後日区長から、区会内での話し合いの結果、認定地域文化財に申請したいとの相談があったため、事前に本審議会に物件の概要を報告する。

2 臼井大師堂と大師講石仏群の概要

臼井大師堂は、つくば市臼井1667番（立野児童館南側）に位置している建物で、名前と居住地が刻まれている石仏90体ほどが堂内に納められている。

大師堂の建物は、平成4年に修理を行った記録が残っており、木組みの堂舎をトタンで覆う構造となっている。

堂内に納められた石仏群は、いずれも同じような様式であり、刻まれている居住地の地名を見ると臼井周辺の筑波や北条、小田、国松を始め、真壁や上ノ室などやや遠方の土地も確認できる。

区会の方々の話といただいた資料から、大師堂には以下の由緒が伝承されていることがわかる。

天保3年（1832年）: 皆川重兵衛が四国八十八ヶ所霊場第一番霊場・霊山寺に財施をして土を持ち帰り、その土で立野の医王院境内の土地を清めて弘法大師像を安置する。以降、「新四国八十八ヶ所弘法大師尊霊場」として地域の大師講の信仰対象となる。

明治5年（1872年）: 神仏分離令によって医王院が廃寺となったため、普門寺に財施の上で大師像を置く。

大正2年（1913年）: 東京の大師講団体から、「新四国八十八ヶ所」として巡拝したいとの申し入れがあったため、筑波山南麓（筑波、沼田、国松、上大島、臼井、臼井六所地区、神郡、神郡館地区、臼井立野地区）の住民が協議し、八十八ヶ所霊場にならいに大師像を分散配置して巡拝経路を設ける等の整備を行う。

大正4年(1915年):整備したものの東京の大師講信徒の参詣は無く、巡拝したいと申し入れてきた団体からの連絡も途絶える。分散配置した像も雨風に晒され破損してきたため、立野地区の住民が協議し、立野地区に配置した石仏を医王院本堂に安置する。その後、他の地区のものも順次集めて本堂に納める。

なお、石仏の具体的な製作年代は不明だが、以下4点から、幕末から明治中期ごろにかけて段階的に作製されたのではないかと推察される。

- (1) 地区の方々の調査によれば、石仏に刻まれた名前の人物は、およそ幕末～明治前期に生きた人物である
- (2) 『筑波町石造物資料集 上巻』には、「幕末の年号が二三にみえる」と記されている(ただし今回は発見できず)
- (3) 町村名の多くが明治22年の町村制施行に伴う「明治の大合併」以前のものである
- (4) 昭和57年に調査した石仏群の翻刻資料に「明治〇(弐カ)十九年」のものがある

3 臼井大師堂と大師講石仏群の価値

臼井大師堂の建物は、近世の古材を一部に使用しているとしても、近年の改修が顕著であり、地域文化財認定の検討対象としては相応しくないと考える。

一方で大師講の石造物は、全国的に見れば決して珍しい訳ではなく、また幕末から明治ということで他と比較して特別に古いものでもないが、以下2点が特徴、価値と言え、有形民俗文化財としての検討対象と考える。

- (1) 立野地区を中心とした筑波山麓地域における大師講の展開を視覚的に表している
- (2) 講という近世・近代の信仰コミュニティの中で生まれたものが、現在に至るまで地域で大切に受け継がれている

4 地区の意向

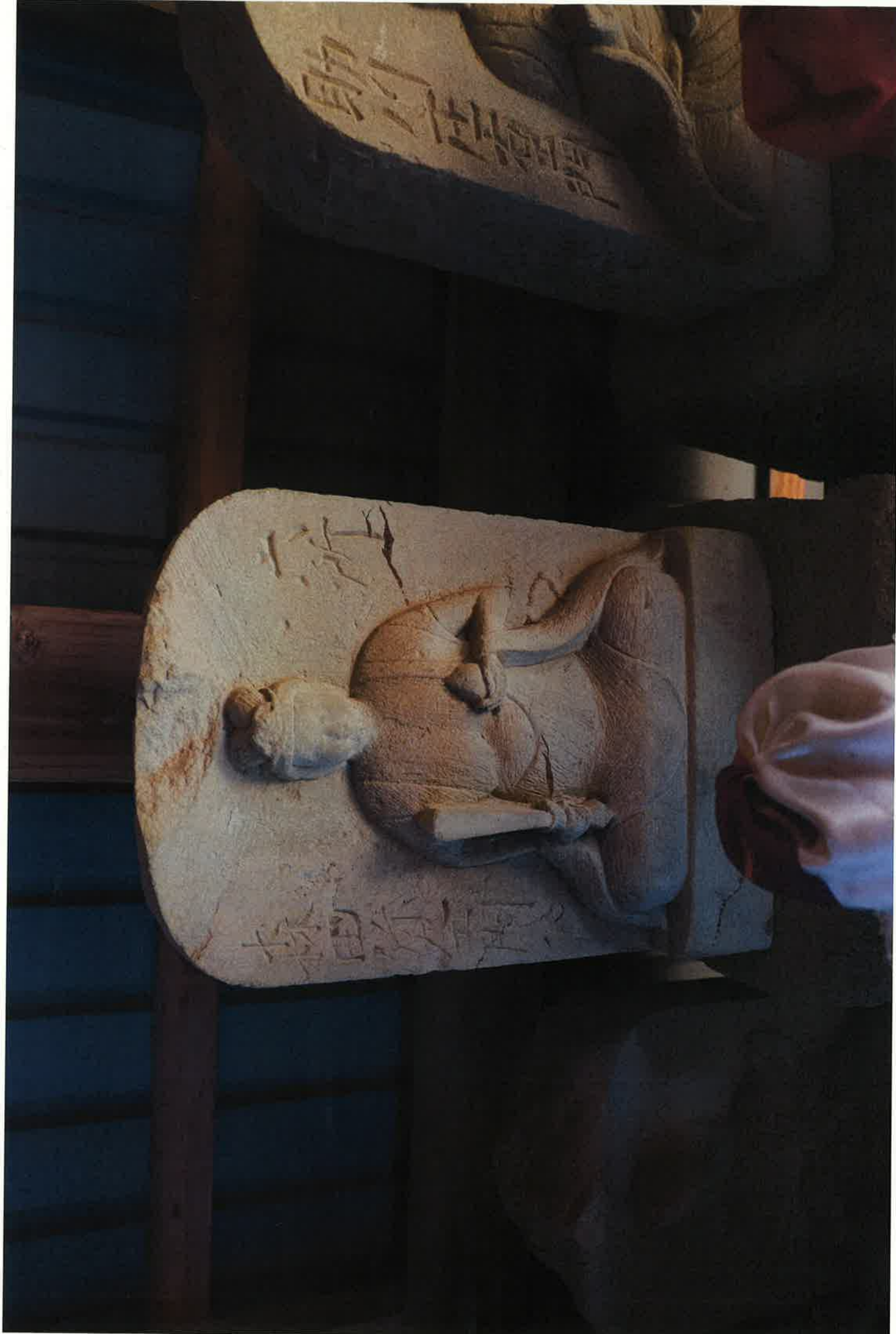
地区としては、「文化財として認定されることで、大切な文化財として地域住民が認識し、今後の保存に向けた活動を推進していきたい。そのため、認定地域文化財に申請したい」との思いを持っているとのことであった。



大師堂外観 近世初期～中期の寺院建築にみられる彫刻が施された部材が入口の一部に確認できる



大師堂内観



石仏 右に居住地、左に名前が記されている

令和4年(2022年度)巡回企画展 「鎌倉殿の御家人「八田知家」とつくば」事業概要

1 主催

つくば市教育委員会

2 目的及び概要

今話題の鎌倉殿の御家人であった「八田知家」が、十三人の合議制の一人であり、また小田城を本拠としていた小田氏の祖であることから、その人物像とつくば市域の鎌倉時代を紹介する企画展を実施する。

展示では、八田知家の人物像と小田氏の居城小田城跡や市内の中世遺跡を、考古資料や文献史料等で紹介することで、市民等に広く周知し、つくば市の文化財を身近に感じてもらうことを目的として、巡回企画展及び講演会・体験学習の関連事業を行う。

3 内容及び期間

(1) 巡回企画展(写真・実物・レプリカ等資料・解説パネル等の展示)

日程：令和4年(2022年)9月17日(土)～令和5年(2023年)2月1日(水)

- ・小田城跡歴史ひろば案内所：9月17日(土)～11月20日(日)
- ・谷田部郷土資料館：11月26日(土)～2月1日(水)
- ・時間：午前9時～午後4時30分
- ・休催：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、祝日の翌日(土曜日及び日曜日を除く)、年末年始(12月28日から1月3日)

(2) 講演会

講師：糸賀 茂男氏(常磐大学名誉教授)

演題：「鎌倉殿」と御家人八田知家

日時：11月27日(日) 14時～16時(13時30分開場)

場所：つくば市役所 201 会議室

定員：150名、事前予約制 応募者多数の場合は抽選。

録画での期間を限定したネット配信を実施予定

(3) 体験講座

題名：小田氏の本拠、小田をめぐる

日時：11月19日(土) 9時30分～12時00分、雨天の場合20日(日)に順延

集合：小田城跡歴史ひろば案内所

内容：小田地区の史跡や文化財等を文化財専門員の解説を聞きながら巡る。

定員：30名(15名×2)

補助対象となる天然記念物の現況写真

鹿島神社の大けやき（現況）
神社の屋根部分に接触



鹿島神社の大けやき（枝枯れ状況）



花室の大つげ（現況）



花室の大つげ（枝と隣家の接触状況）



会 議 録

会議の名称		令和4年度第2回文化財保護審議会		
開催日時		令和5年(2023年)1月17日(火) 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室2		
事務局(担当課)		教育局文化財課		
出席者	委員	田中ひとみ(副会長)、毛塚裕之、岡野一穂、大関 武、杉原 薫、徳丸亜木、川田玲美、黒江将太、宗田敦美		
	その他			
	事務局	飯泉教育局次長、石橋文化財課長、中川課長補佐、広瀬係長、五十嵐主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和4年度事業の経過について (2) 文化財指定・登録・認定の候補物件について (3) 茅の調達について 4 その他 5 閉会			

1 開会

事務局（中川補佐）：皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今から、令和4年度第2回つくば市文化財保護審議会を開催いたします。本日の議事に入る前に一時進行を務めさせていただきますつくば市文化財課の中川と申します。よろしくお願いいたします。本日の文化財保護審議会ですが、藤川会長が欠席となっております。また、本日9名の委員の皆様のご出席がありますので、つくば市文化財保護審議会条例第7条の規定により会議が成立していることをご報告いたします。それでは初めに当審議会の田中副会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

【田中副会長挨拶】

事務局（中川補佐）：ありがとうございます。続きましてつくば市教育局次長の飯泉よりご挨拶申し上げます。

【飯泉教育局次長挨拶】

事務局（中川補佐）：それでは当審議会条例第7条の規定により、田中副会長に議事の進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 議事

議長（田中副会長）：本日は次第のとおり、案件が3件予定されております。初めに皆様をお願いいたします。発言の際は挙手の上、マイクがお手元に届いてから名前を述べ、簡潔明瞭にご発言ください。また、本日の会議終了時刻は午後4時を予定しております。議事の進行に当たりましては皆様のご協力をよろしくお願いいたします。なお、当審議会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づきまして、公開が適当であると考えますがよろしいでしょうか。異議がないということで、公開ということで進めさせていただきます。

では早速、議事の（1）、令和4年度事業の経過につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（石橋課長）：文化財課長石橋です。よろしくお願いいたします。最初に資料の確認をさせていただきます。

【配付資料の確認】

それでは議題の1番、令和4年度事業の経過について説明いたします。

岡野委員：会議資料は事前に配付されていますので、会議時間の短縮を求めます。説明は簡単、簡潔明瞭をお願いします。

事務局（石橋課長）：はい、承知いたしました。要点だけ説明いたします。前年度事業から変更があったものについて、今課題を持って取り組んでいるものを4つ挙げております。

1つ目が埋蔵文化財の調査について、昨年度と今年度の件数を比較していますが、窓口での照会の件数というよりは、試掘確認調査が必要な件数が既に昨年度の実績を超えようとしています。なお且つ、今現在、試掘調査の着手を待たせている案件がかなりありまして、照会に対して説明する際には、「今だと半年お待ちいただく可能性がある」という説明をしています。専門的な会計年度任用職員を雇用するなどの対応はしてきたのですが、かなり逼迫している状況が続いているということになります。

2つ目の大河ドラマのスペシャルトークイベントについては、市の広報紙等でもご覧になったかと思いますが、NHKから打診がありまして、急遽実施することになりました。イベント自体は好評ではあったのですが、一方で結構人手もかけた事業ということになっております。ただ、宣伝効果はかなりあったようでして、3つ目の巡回企画展には、昨年度全体で1,100名程度のところ、今年は小田城跡だけで1,941人の来場者がありました。もちろん企画展が人を呼びやすいテーマかどうかというのも関係はしていますが、昨年度と比べても注目されていたのかなと思っています。

4つ目の御城印の販売ですが、3種類作りまして、10月と11月の日曜日のみ試験販売をいたしまして、好評でありました。御城印については以前から

問い合わせの声が多く、周辺の自治体でも作っているところがありますので、むしろようやくという形にはなってしまいましたが、1月の下旬から通常販売を始める予定です。令和4年度事業の経過については以上のとおりとなります。全体的に新規の事業もあり、業務が逼迫している状況というのをお分かりいただければと思っております。以上です。

議長：ありがとうございました。只今の件に関して質問等ありますでしょうか。

岡野委員：御城印のデザインはどなたがされたのですか。

事務局（石橋課長）：これはすべて文化財課の職員と会計年度任用職員で作成しています。外部委託したものではありません。

岡野委員：中心になってやっていたのは。

事務局（石橋課長）：文字については、会計年度任用職員に書道五段の方がいらっしやいまして、書いていただいています。六州浜の判子については、消しゴム判子でもいいので、判子を作って押した方が雰囲気が出るということで、文化財課の職員が作ったものを使用しております。不死鳥版の不死鳥の絵については、同じく会計年度任用職員に美術が得意な方がいまして、その方が描いております。愛猫版の猫については、イラストが得意な文化財課の職員が描いております。そのようにして作ったものです。以上です。

議長：はい。ありがとうございました。自前でいろんな方が参加して作られたということですのでごくいいのではと思います。

岡野委員：既にあるデザインを真似たものではないですね。

事務局（石橋課長）：大丈夫です。

議長：オリジナルのものだということでよろしいかと思えます。他にございますか。ないようでしたら次の案件に移らせていただきます。また後で気が付かれたら最後にまとめてお伺いしたいと思います。続きまして、議事の（2）文化財指定・登録・認定の候補物件についてご説明をお願いいたします。

事務局（広瀬係長）：まず、「三村山不殺生界碑」についてご説明させていただきます。

きます。この不殺生界碑につきましては、小田城の常陸小田城親衛隊の会の会員の方から情報をいただきまして、所有者様が指定について前向きだというお話を聞きましたので、こちらから直接ご連絡をして、お話をさせていただきましたところ、ご了解をいただいたという形になっております。

不殺生界碑は、資料の写真で見ていただきますように、高さが1.5m、幅が1.3mと大きなもので、建長5年、三村山不殺生界碑と年号と寺院の名前が両方とも彫られているという形で、重要なものになっております。こちらは、般若寺と東城寺にも胎界下相という結界石があるのですが、年号的にこれと一連の関連したものであると考えられております。ちなみに、両者、東城寺と般若寺のものは県指定の文化財になっております。現状としましては、写真で見ていただきますと、所有者さんが屋根を掛けて保護はしてくれていますが、実際にこの屋根がかなり朽ちてきておまして、また、凍結ですとか、風があるときなどはちょっと雨がかかってしまうということで、あまり良くない環境で保管されているということになっております。

課題としましては、写真で見ていただきましても剥離が結構進んできておまして、一部銘文が読みづらくなってきているところがございます。ですので、風雨や凍結に影響のないところでの保存が望まれます。今は小田地区で普通に見学できる状況になっておりますが、これをもし保護するためということで大幅に場所を移動するなどということは難しいのかなということが考えられまして、できれば小田地区内の風や温度変化の少ない環境で保存することが望ましいと考えております。以上になります。

議長：今の案件について、何かありますか。

杉原委員：筑波大学の杉原です。他のお寺のものは二つとも県の指定の文化財になっているということなのですが、今回は市指定を目指して、ということなのか、それとも今後は県まで持っていく予定なのでしょうか。

事務局（広瀬係長）：両者は土浦市のものになっておまして、つくば市ではま

ずは市指定を考えている状況です。その後もし、状況によれば県指定まで、大体他のものと同等かそれ以上の価値があるとは思っておりますので、ゆくゆくは県の方も考えていきたいと思っております。

大関委員：不殺生界碑の方、他にあと2基あるかと思いますが、こちらについてもその後附けたりとかまた或いは増やしていくという方向でも考えていますか。

事務局（石橋課長）：価値的には同等のものになるかと思いますが、所有者さんの考え方が第一にあります。所有者さんがどういう形で保存したいかということが一番ですので、これを指定したから他の二つをどうしても指定しなければいけないということではありません。逆に、他の二つも指定のご希望があれば、もちろん検討に乗せて考えていくということになるかと思えます。

補足させていただくと、この物件に関しては、価値という意味では非常に高いと類推はされるのですが、その価値が高いということをどこまで調査し、他の件についてもそうなのですが、どこまで調査し資料化をした上で審議会に諮るのがいいのか。将来的な保存を考えたときに、保存できないものを指定にするというのもやはり難しいことですので、これをどのように保存していくのが望ましいのか。この場所で所有者さんに持っていていただいた上で、覆屋を改修していくのか、それとも、所有者さんは、持ち出しについても一応理解はしていただいている、この場所から移動してもいいということでもあるので、市で移動して保管する、ということもあるのですが、その場合、どこでどういうふうに保管するか、その辺の課題についてはまだ答えが見えていないような状況ではあります。

名称の問題は、他の件についてもあるのですが、板碑という形で指定する場合もありますし、書いてある文言で三村山不殺生界碑という名称で指定するのがいいかと思うのですが、全部が全部今そういう形で統一されていませんので、今後指定登録認定に当たりどのような名称の付け方がいいか、その辺

りも3件共通の課題としてご意見をいただけるとありがたいと思っています。以上です。

議長：ありがとうございました。それでは続けて他の2件についても説明していただいてよろしいですか。

事務局（五十嵐主事）：はい。それでは資料3、認定地域文化財への登録を希望されています臼井立野地区の「大師講石仏群」についてご報告させていただきます。こちらの物件の概要につきましては、第1回の審議会の際にご報告させていただきましたが、地元立野地区の区長さんから、大師堂の修理をしたいために市指定にしてくれないかというご相談をいただきまして、その後市指定は難しい旨をお伝えしました。別途、補助制度等はないのですが、認定地域文化財という制度があることをご説明したときに、そちらに興味を持たれまして、後程区長さんから、地元の意思としては、こちらの大師講の石仏群について、文化財として今後大切にしていきたいので、認定地域文化財の申請をしたいというお話いただいたという経緯があります。

概要につきましても前回ご説明させていただいたとおりでして、大体江戸時代後期から明治期ぐらいに作られた石仏群90体ぐらいが1か所に納められているというものになっていまして、地名とか、物によっては年代、人物名などが同じような形式で刻まれているものになっていまして、資料に写真を添付させていただきましたが、「大師堂入口正面の石仏群」という写真のところに、石仏に袈裟が掛けられているのがお分かりかと思いますが、この袈裟作りなども地元の方々が橘会というものを開いておりまして、毎月21日に集まって袈裟作りを実施するとか、そういった地元の営みとして、こちらの石仏群も現在まで伝えられているというものになっております。橘会というものの自体がコロナの影響で最近あまり開かれなくなっているという話も伝わってきております。現状としては、地元の区長さんとか地元住民の方々が結構こまめに手入れをしているようです。「大師堂外観」という写真で、外側に

立っている石仏の前に木でできた説明版のようなものがあるかと思いますが、これも去年か一昨年ぐらいに設置された比較的新しいものでして、地元の方々も熱心に保存活動をされているというものになっております。今回、認定の希望がありましたので、今後認定に向けて、こちらの石仏群について調査していくことになるのですが、これを有形文化財としての石仏群とするか、或いは無形文化財としての大師講の活動として認定するのか、また、その認定に際してどこまで調査してどこまで何を資料化するかというのが検討課題となっておりますので、委員の皆様方からご意見をいただければと思います。事務局からの報告は以上です。

事務局（石橋課長）：続きまして資料 4-1、国登録候補物件「下村家住宅」について説明いたします。候補物件とはしましたが、登録するかどうかは国の判断になりますので、ここでは登録希望物件とさせていただきます。先日テレビ番組の取材も来ておりました。この所有者さんから、現在一部を貸しスペースとして利用していますが、文化財として指定の候補にならないか問い合わせがありました。

使い方などを見ると、指定より登録の方が向いているのではないかとということで、登録文化財としての可能性を昨年 10 月に文化財課で現地を確認しまして、12 月には藤川先生にも現地を視察していただきました。敷地内には、主屋、長屋門、米蔵が各 1 棟、蔵が 2 棟あります。主屋と長屋門は江戸時代後期の建築、米蔵は大正 10 年の建築、蔵 1 棟は江戸時代後期の建築を大正時代に改修したと伝わっており、残る蔵 1 棟は江戸時代後期のものを改修したと伝わっていますが、東日本大震災で大きく破損しています。名主をやっていた家ではないということですが、四つ間取りの家が多い中で六つ間取りで奥の二部屋が付け足されており、そこに偉い人を招き入れる玄関が付いていて格の高い作りをしているといった立派な家で、内部の作りも当時の様子を伝えています。そういう意味で言えば、登録の要件は満たしているのではないかと

と思いますがまだきちんとした調査はなされていません。市としても所有者さんの希望を受けて、登録に際しての資料を得るための調査を来年度考えていこうかと思っています。こちらの物件に関しては報告的な内容で、市として支援していくことについてご了解いただければと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。今二つのご説明をいただきましたが、まず初めにご説明いただいた大師講石仏群についてですが、こちらは前回の会議でも話題となっていて、今回はここで、何を調査して何を認定するかについて皆さんのご意見を伺いたいと先ほどお話にありましたのでその辺のところでご意見をいただければということでもよろしいですか。ご意見のある方、何か補足説明とかございますか。

事務局（石橋課長）：前回との違いですが、もう一度臼井の地元の皆さんとお話をして、認定の希望が認定文化財のこういう制度だということをお話して、認定の希望を改めて正式に確認したと、そういう状況になります。

議長：ではその認定の希望に対して、この審議会としてこれをどういうふうに判断するかということについてこれからご意見をいただければと思います。どなたかご意見ございませんでしょうか。岡野委員さんお願いします。

岡野委員：この3件ともですね、一括して話しますが、三村山の結界石、これはもう市指定文化財として遅きに失したぐらい遅かったと思います。所有者、管理者が同意に積極的だと、了解を得るということであれば、当然教育委員会としても指定に向けて話は進めるべきだと思います。それとこの大師講ですが、認定地域文化財として、補助制度がないんですよね。ということであれば地域として保存していくということになる訳ですから、それはそれでもいいと思います。ただ、橘会の構成人数と平均年齢ってどのくらいですか。

事務局（五十嵐主事）：構成人数までは分からないのですが、地元の高齢者の方々が集まってやっているの、平均年齢は70代以上かと思います。

岡野委員：例えば二、三人でやっている可能性もある訳ですね。構成人数が分

からないということであれば、区長以下はその地域の役員だけぐらいということも考えられますよね。

事務局（五十嵐主事）：どれぐらいの人数で集まってやっているのかということは、今度伺ってみようと思います。

岡野委員：こういう公的なものは地域が守っていくのが大前提ですから、私の集落にもあるんですけども、そういうことからすれば、認定地域文化財として登録するのは結構だと思います。ただ、次の代に引き継がれていくかが問題ですよ。それは地域として取り組んで欲しいことですから、それはそれで教育委員会がどうこういう話じゃないですけども、それはそれでいいと思います。それから下村家ですけど、これ登録文化財ですよ。主屋から長屋門などいろいろありますが、どの程度まで意見具申したのですか。

事務局（石橋課長）：国への意見具申はこれからです。

岡野委員：どの程度登録を意見具申するのですか、全てじゃないですよ。

事務局（石橋課長）：毎年春に登録物件の希望があるものを国に上げていくことになるのですが、文化庁としてはそこで初見となります。

岡野委員：はい、分かりました。この一番下に、過去に詳細調査はなされておらず、ということですから、平成10何年かにやったつくば市の民間調査には対象とはなっていないということですよ。藤川先生がご覧になっているということなので、その辺は異存ありません。登録文化財としてもらうべきだと思います。以上です。

事務局（石橋課長）：臼井の大師講石仏群について、橘会の高齢化という話がありましたけども、有形文化財でいくか、民俗文化財でいくか、民俗文化財で考えた場合に、次の代に引き継がれていくかという懸念はあります。私見ではありますが、そういう意味で言うと有形の民俗文化財として考えた上で、風習を合わせて調べておくと、そういう認定の仕方がいいのかなと考えてはいます。この辺りについてもご意見いただければと思います。

議長：他の方ご意見いかがでしょうか。

杉原委員：杉原です。先ほどのご説明で、最初の石仏群について、指定文化財には適さないというご判断をされたということですが、基準について教えていただきたいというところがまず一点とこの石仏群の中の文章で、四国から持ち帰った土で医王院境内の土地を清めて弘法大師像を安置したとあるが、石仏像はその土で作られているのかについてお聞かせください。

事務局（石橋課長）：まず指定に適するか適さないかということですが、この話になると指定の基準を定める必要があるということにはなるんですが、指定の基準を決めてから認定、登録、指定しようすると、そこまでの時間がかけるかどうかという問題があります。その場合、過去に指定になったものとの対比というのは一つの見方かなと思っているのですが、あとは類似するものがどれだけあるのか、あとは時代ですね。その3点で見ていくと、まず時代については、今既に指定されている石造物は、江戸時代の初めのものがあつたかと思えますけども、基本的には中世以前が主体になっています。江戸後期、明治を主体とするこの石仏群を指定するならば、時代としては指定物件で一番新しいものとなります。それから石仏が固まっている状況ということで捉えると、例えば、お堂の中に並べてあるかどうかはともかく、他のところでも集会所に集められているものとか、そういうものとの区別が難しくなってくるのかなと。このような地区はまだいくつか市内でもありますので、際立ってそれだけを指定して、補助制度の中で守っていくということには適さないのではないかとこのふうには考えています。以上です。

杉原委員：ありがとうございます。

事務局（五十嵐主事）：こちらの本文中の概要のところにあります、天保3年に立野の皆川重兵衛が四国八十八か所霊場・・・というところですがけれども、この記述が平成4年に立野地区の区長さんが、こちらの大師堂の建物の改修費用について出して欲しいということで要望書を作っているのですが、この中

に由緒として記されているものになっていまして、本文中としては、四国八十八か所第一番霊場である霊山寺に冥加金を納め許可を受け、各霊場の土を迎えて医王院境内の土地を清め大師像を安置し、新四国八十八か所弘法大師尊霊場として尊崇し高德を願って信仰してきたものである、というふうになっておりまして、一応ここに書いてある文章は、大体この立野地区の方が記した要望書の中に書いてある由緒にそのまま転記したものになっています。四国から持ってきた土をお清めとして使ったということだと思います。そこまで詳しい記述でもないのですが、その石仏の石自体どこから持ってきたのかということが書かれてないんです。

杉原委員：もし、四国とかから持ってきた石で作られていて他とは違う石材だったということであれば、今後、そういうところを評価する可能性はあるのか、また、不殺生界碑は今後、持ち主さん自身はこの場所でなくて別の場所でもいいと言っているのでしょうか。もし今後、雨とかの影響を最小限に留めるということであれば、室内での保管というのも考えられると思うのですが、例えば、小田城の施設であるとか筑波交流センターの大きなロビーであるとか、そういう所であればむしろ人の目にも付いて、文化財の普及啓発にも役立つのではないかと思うのですが、その可能性というのはいかがでしょうか。

事務局（石橋課長）：雨に濡れてそれが凍って剥がれていくというのが一番危惧される場所ですので、できれば室内で保管していきたいです。ただ、結構重さがあるので、以前小田城の案内所を造るときに、案内所の中に持ってくるという案も一時あったのですが、コンクリートで頑丈な基礎を作って設置することが必要になります。もちろん所有者さんも、今ほど明確に動かしていいという意思はありませんでしたので、その時は実現していませんでしたが、保管して、どこかで展示するとしたらそれなりの費用もかかります。単純に持ち出して室内で保管するだけなら、例えば出土文化財管理センターと

かに置いておくこともできるのですが、そうすると、今度は誰も見られなくなってしまいます。また、やっぱり小田から動かして他の地区で展示すると、小田の人たちが納得しないのではないかと思います。ですからその場で対処するか、小田地区内の屋外か、小田城案内所か三択になってくるかと思いません。

岡野委員：文化庁が小田城史跡内に移動することを了解するかどうかは別問題。

小田城に関連する遺跡、文化財であることは間違いないのだから文化庁も納得するのではないか。

議長：この不殺生界碑は、その場所にあることに意味があるということではないのですか。

事務局（石橋課長）：場所については、もともと極楽寺にあったものが、いつからか小田の集落に持ち込まれて橋に使われたようです。

議長：まだ発言されていない方、ご意見ございますか。

徳丸委員：大師講石仏群についてです。ご意見が出ていますように認定について異存はございません。進めていただければと思います。二、三確認したいところは、一つは名称でございまして、大師講石仏群という形にするのか、或いは大師堂の石仏群という形になるのか、ここでは大師講という形にしておりますけれどもこの名称でいこうということですか。

事務局（石橋課長）：名称についてもどういう名称がいいか、ご意見をいただきたいと思っていました。実はこの資料を作る際、大師堂と大師講が混ざっているような状況でして、まだ事務局としても決定している訳ではございません。

徳丸委員：概要のところ、大師堂に収められた石仏 90 体ほどというふうに書かれておりまして、90 体ほどというのは少々曖昧ですので、具体的に何体、どういうものか、というのは恐らく調査が必要かとは思いますが。大師堂というこの空間にあるものとして指定していくのか、或いは大師講という行事

に関わるものとして認定していくのかでちょっと性格が変わってくるかなというふうに考えますので、そのところは少し検討していただければと思います。もう一つは、先ほど意見がやはり出ましたように、橘会というのがイコール保存会というふうに考えてよろしいですかね。そうしますとこの橘会の構成というものを少し詳しく確認しておく必要があるということと、石仏群の管理者は橘会と考えてよろしいですか。

事務局（石橋課長）：行事として行っているのは橘会でなんですけれども、土地と場所、建物の管理者としては区会になると思います。

徳丸委員：では有形というふうにした場合、それは区会の方という形になる訳ですね。はい、ありがとうございます。以上です。

事務局（石橋課長）：徳丸先生に教えていただければと思うのですが、先ほど大師堂に関わる石仏群とするのか講に関わる石仏群とするのかで性格が異なるというお話でしたけれども、講に関わるものということであれば、直接橘会が講に関係して管理しているもの、堂に関わるものということであればその場にあるものが全部という理解になるのでしょうか。

徳丸委員：実態としてどのぐらい違いが出るかというのはあるんですけども、気になりましたのは 90 体ほどというふうにかかれていてここは非常に曖昧で、示されている写真では屋内にあるものと屋外に並べられているもの等々があるんですね。大師講っていうのが本当にこの堂の中のものだけを対象に行われていたのか、或いは集落内の他の石仏或いは遺跡等々ですね、そういうものに対しても行われていた可能性はありますので。現状ではこの堂にある内部のものだけかもしれませんが、やはり認定でございますので、その辺りの厳密性を取った方がいいのではというふうに考えた次第です。無形で講で行うような儀礼であるとか活動というものを中心にするということであればまた話はちょっと違うと思いますけれども、先ほどのご提案であれば有形ということでしたので、それを基準に考えていった方がいいかなとい

うふうに思いました。

事務局（石橋課長）：有形という認定の仕方が妥当かどうかというのはいかがでしょうか。皆様のご意見を伺えればと思います。

議長：まだ発言されていない方の発言をお願いします。黒江委員さんお願いします。

黒江委員：黒江ですよろしく申し上げます。物としてちゃんとあつて一括りに大量のものがあるので、有形として保存管理していくのがいいのかなというふうに思いました。地域のここ以外にもあるんですか、こういうものが。

岡野委員：石造物は地域にもものすごくあります。石造物調査資料集を見ていただければ、どこにでもあります。

事務局（石橋課長）：屋外で固まっているというのもどれほど数があるかは分かりませんが、立野地区内にも、もちろん石造物がここで全部という訳ではありませんので、関係しているかどうかはともかく、他にも点々とあるということです。ただこう固まっている状況でそれが覆い屋の中に入っているというのはあまりありません。

議長：私の方からも一言よろしいですか。私もこれは有形として、有形認定文化財とするのがいいかなと思いますが、その理由としては、やはりこの地域の方々がこれを守っていきたいというお気持ちが強いということが一番価値のあることだと思うので、そのお気持ちに沿うような形で市が応援していくということがこの認定の趣旨ではないかと思しますので、そのお気持ちに沿って認定をして、それを補足するような形で調査とか記録とか、そういうことを市の方でお手伝いしながらきちんとした形でこの地域の次の世代の方たちに引き継いでいただくということを目指すのがいいのではないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

他に意見出尽くしましたかね。大丈夫でしょうか。今3件の候補のことについて、お話、議論していただきまして、三村山の不殺生界碑につきましては、

指定したいという希望もあったということで、所有者さんからも協力するというお申し出もあったということで、これは指定に向けて今後もやっていただくということでよろしいでしょうか。今後の保存場所や保存の仕方については、やはり専門家の人にも意見を伺ったり調査したりして決めていただければ良いかと思えます。とりあえず市の指定をするということで、その先の指定に関してはまたいろんな検討が要るかと思えますが。

事務局（石橋課長）：保管方法が不殺生界碑については一番の課題なのですが、保管方法を決めてから指定か、まず指定して保管方法などの市が支援できる状況を作るのがいいか、前後関係としてはどちらがよろしいかご意見ございますか。

黒江委員：修復だと修復が終わった時点で市指定になるというのが有形文化財だと結構あるんですが、そうなったときに補助金がどのタイミングで出せるのかということがあると思うんですが、指定前だと、その地域が全額出すことになるんですか。多分その辺も含めて、地域と相談なのかなとは思いますが。指定後であったら補助が入ると思うので、もちろん地域の方たちは補助して欲しいとは思いますが、その辺があるのかなとは思いますが。

事務局（石橋課長）：通常、保存できる見通しが立った上で指定というのが一般的かと思うのですが、この場合、所有者さんにこの場所から運んでもらうのかとか、それでは現実性がなくなってくるでしょうし、まず市が管理する必要があるのかなとは思っています。そういう意味では指定先行というのは止む無しかとは考えているのですが。

議長：大関委員さんどうぞ。

大関委員：私もやっぱりお話のとおり、この不殺生界碑については、先行で指定に当たるほどの貴重な文化財だと思います。その指定後の管理場所ですけど、その土地の所有者の方、現所有者の方が、この土地をこのままでいいですよというならば、私はこの現状保存で保存施設、覆い屋とかそういうのが

やはり適当なんじゃないかと思うんです。この場所から移動してくださいという要望があるならば、その後、移動先として今いろいろ出てきたいくつがあったかと思うんですが、小田の案内所、或いは小田城内、或いは公的な施設、土地としてはもう他にある不殺生界碑の八坂神社境内、いろいろ場所が考えられるかと思うんですが、土地の所有者が望まないというか、移動してくれと言わないのであれば私は現状保存がいいと思うんです。

元あった場所は確かに違うかもしれない、ただし、ここのお宅のこの敷地に移動してからの歴史もやはりあるべきなので、そこは小田の人たちもここにあったという記憶を多分持っていると思うので、私はここに置いたままで保存処理をするならする、或いは覆い屋を作るなら作る、ただ何よりもまず先行で指定をとというふうに思います。続けてその指定の名称ですけど、先ほど県指定をゆくゆくはということも踏まえてなんですけど、東城寺の大界下相も般若寺の大界下相もそうですが、同じ忍性のこの結界をやっていく中での物件名は、その二つのお寺の方は、結界石となっていますよね。ならばやはり確かに大界下相と不殺生界は、その結界を引いている領域が違う、趣旨も違う訳ですけども、一つ結界石という名称でいくのが妥当かなという気がします。ただそれを石造物の板碑とするか、或いは建造物として県の場合やっているのもあるので、その辺りはよく検討していく必要があるかと思うんですが、名称としてはどうでしょう結界石。もし他の方が大界下相になっているのであれば、これも不殺生界碑でいいとは思いますが、その辺りを検討いただければと思いました。

続けて3の方の名称の問題ですが、名称の問題は、やはり無形の方でいくなれば、この3の方も大師講、有形でいくなれば大師堂というお話がありました。私もまさしくそのとおりだと思うんですけど、やはりこの堂にしる講にしる、その前に、大字と小字、つまり臼井、立野というのを私は入れた方がいいんじゃないかと思うんです。多分、つくば市の指定物件関係の中で、大師

堂関係、大師講ではないんですよ大師堂関係となっているのは、今鹿島の宝幢院の大師堂が多分指定関係ないしそこにも触れられているのがあるんじゃないかと思うんですよ。山門は確か市指定ですよ。大師堂のある今鹿島の宝幢院、あそこの大師堂もなってなかったですかね。見てもらうとわかるかと思うんですけど、そういう所もあるので、やはりそこに大字小字を入れるのがいいんじゃないかなと思いました。

議長：資料 2-1 については、市が先行して指定していくのがいいのではないかという意見が大半だということでもよろしいでしょうか。どのように保存するのかについては、現状保存するのか別の場所に移して保存するのかは検討して、所有者の方ともよく協議するという事。名称についても大関委員さんが言われた不殺生界碑とするのか結界石とするのかを検討する。今日は、藤川先生がいらっしゃらないので藤川先生ともよく相談していただいて、いろんな資料も調べて検討していただくということで資料 2-1 の案件はよろしいでしょうか。他に意見がございましたらお願いします。ないようでしたら資料 3-1 の大師堂石仏群についてまとめさせていただきたいのですが、前回の資料では臼井大師講石仏群となっていましたのでやっぱり地名を入れるのは必要かと思うので、臼井、臼井立野、それから講なのか堂なのかということもご検討いただいて、認定地域文化財ということを希望されていますので、希望に沿う形で認定の手続きが進むようにしていただければと思いますがいかがでしょうか。

岡野委員：今、地名を入れるという話がありましたよね。臼井立野地区の現状を言いますと、立野は、つくば市臼井何番地なんです。ただ、集落の形成上から言うと、臼井と立野は全く別です。ただ、区長は立野の区長ですよ。だから、立野と入れるべきだと思います。じゃないと地域で納得しないと思います。臼井は全く別の集落ですから。

議長：臼井の方から来ているのもあるかということはないのですか。前の資料

は臼井と頭に付いていたので、その辺も地元の申請者の方とご相談していただければと思います。資料 4-1 に関してですが、国登録文化財を目指すということでもよろしいでしょうか。市が国に希望を出すという形になりますか。その希望を出すことに向けて資料の作成とか調整をするということでしょうか。

岡野委員：ちなみにどの程度まで調査するんですか。

事務局（石橋課長）：少なくとも配置図は必要かと。

岡野委員：例えば、他の民間でやったような調査までやるのかどうか。

事務局（石橋課長）：主屋については、改修の経緯があるかと思うので、屋根側まで調べて、そこまでやるのであれば、必要な断面図はあってもいいのかとは思っています。

岡野委員：藤川先生の協力を得て実施するんですか。

事務局（石橋課長）：市が委託料を用意してどこかに委託する形でないとできません。それも含めて意見具申することに了解いただければと思います。

岡野委員：国の登録有形文化財の調査は、そこまで求められるんですか。

事務局（石橋課長）：断面図は求められてないです。配置図は必須かと。

議長：認定されるかどうかは国次第ということになりますので、その認定に必要な調査をとりあえずやるということではいかがでしょうか。他に（2）についてよろしいですか。それでは次の（3）について事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（石橋課長）：（3）の茅の調達について、資料 5-1 と 5-2 ということになります。こちらの方ですが、平沢官衙遺跡の復元建物の再整備の実施設計を作成している段階なんですけども、その策定に当たって令和 5 年度から着工予定なのですが、茅を市場で来年度発注してから調達するというのが難しいということが分かって参りました。そのために今年から茅を集め始めないと来年度工事ができないと。特に今茨城県内で、前にあった茅場というのも

なくなってしまう状況ですので、方法としては、市民団体が管理している茅場というのがいくつかございまして、そういうところから調達したらどうかということで設計業者さんから提案をいただきました。こちらも今年度、急遽始めたことなんですけども、11月から茅の調達を始めています。

必要な茅の数量ですが、単位としては、束という言い方で言ってしまうと地域ごとに違いがあり、大きい束小さい束があるので、馬一頭で運べる「駄」という言い方がむしろ広域的に通用するのかなと思っています。これが実際どのくらいの量かというところ、令和4年11月、みなかみ町上ノ原萱場から運んだ180駄、これを運ぶのに4トンのアルミバンロングで5台分になります。全体でいうと概ね4トン車10台分ちょっとくらい、そういう大量の茅が葺き替えには必要になってきます。それを調達するのに、調達計画の中で、令和4年11月、12月の茅の調達を既に終えています。

みなかみ町については、市民団体の方で茅を刈ってくれていて、それを市が委託したトラックで運びました。搬入は、今ここの茅は旧筑波東中学校の技術室と旧豊里庁舎にあります。

その後12月に高エネルギー加速器研究機構で刈ったものは、数としてはみなかみに比べるとちょっと少ないんですけども、平沢官衙遺跡の倉庫内に保管してあります。

1月の葛城地区大規模緑地、こちらの方はまだ実施していませんが、その前に、つくば警察署の前の県有地で茅が取れるところを八郷の保存会の方で見付けまして、そこは人も参加させてもらって茅も分けてもらっています。葛城の大規模緑地は、この週末に子供たちのイベントを行って、今日刈り始める予定だったんですが雨で延期したということで、金曜日に、こちらでは人は出せないんですけども、軽トラ1台分、5駄ぐらいになるんですが分けてもらえることになりまして、それを取りに行き保管するというところで今年度は終わるという状況です。それで半分ちょっとくらいで、来年また茅を

調達しなければいけません。相手が市民団体ということもあって、業者さんみたいにお金出して、じゃあこうやって刈ってという関係になかなかなりにくいと。やっぱり参加して、みんなで参加したものを分け合うというのが基本になるということもありますので、費用としては随分安いのですが、やはり職員が出て行く時間というのは取られているという状況にはなりません。いずれにしても茅の調達としてはこのような形でやっているというご報告をさせていただきました。以上です。

議長：ありがとうございました。只今のご報告に対して何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。川田委員さんお願いします。

川田委員：栄小の川田です。この茅の、平沢官衙遺跡の葺き替えっていうのは、何年に一度やっているんですかこれまで。

事務局（石橋課長）：平沢官衙遺跡については、10年前に半分の差茅ないし葺き替え、大規模な差茅といいますか、半分葺き替えといいますか、やっているんですけども、それ以外は足場を結構高く組まなければいけなくて、通常民家だと3年に1回ぐらい差茅をしながら20年ほどで下地からの葺き替えというのが多いんですけども、平沢の場合は10年前に1回大規模に差茅をして、今回が20年目で全面葺き替えと、そういうサイクルに結果なりました。以上です

川田委員：多分その茅の生育とか、そういうのも年度によって虫が発生したりして取れなくなるという話を聞いたことがあったものですから。今後やっぱりそういう中で10年だったら10年で葺き替えしていくのであれば、なかなかこう、市民団体から集めるのは大変そうだなという印象を受けました。うまくこうここからどんどん広げていかないと、今後続いていかないのかなということを思いました。

事務局（石橋課長）：古民家を直す程度の小規模な差茅であれば茅を職人さんが手配して、年度内に手配できるんですけども、平沢官衙遺跡の工事の場合、

入札をして業者が決まって、それから大量の茅を集めようというのがどうしても難しいです。そうですね、今後、同じように関わって行って茅をストックしていくというのも考え方かと思いますし、やはり 20 年後で同じようにやるとしても、差茅分は業者さんに任せた方が簡単だということになるかもしれないし、今後のあり方も考えていかななくてはいけないのかなと思いました。以上です。

議長：岡野委員さんどうぞ。

岡野委員：茅場は何か所かありますよね。茅の品質はシマガヤ、ヤマガヤのどちらですか。

事務局（石橋課長）：全部ヤマガヤですすきです。基本はすすきです。

岡野委員：シマガヤの調達は難しいんですね。

事務局（石橋課長）：県内のシマガヤを以前使ったんですけどもその茅場が今無くなってしまったということです。

岡野委員：新利根の法善寺の茅場には無いのか。

事務局（石橋課長）：無いというか採ってはいないということです。

岡野委員：茅場はあるけど刈ってはいないということか。

事務局（石橋課長）：茅場自体で茅を刈らなくなり、管理されなくなったということかと思います。

岡野委員：管理されなくても茅場はあるのか。

事務局（石橋課長）：茅場としての営業をやめてしまったということのようです。

議長：かすみがうらの方でシマガヤの茅場を保全しようとしているグループもあるようなので、そちらの方もうちょっと調べてみたらいいかなとは思いますが。

岡野委員：なぜシマガヤを使ったかという理由は分かっていますよね。

事務局（石橋課長）：耐水性ですとか、そういう話がまずあってということかと

思います。ただ、今回シマガヤで揃えるのは難しいという状況もありまして。

岡野委員：止むを得ずヤマガヤで、ということですね。分かりました。

議長：葛城地区大規模緑地の茅場作りについては私も関わってきた経緯があるので補足しますと、ここは県有地で今後保全されていく場所で、茅場として維持管理していくことが生物多様性保全上も価値が高いということで茅場になるように管理した経緯があります。茅を有効に活用することで今後もそこが茅場という草地として存続していくことが望まれます。葛城にしても高エネルギー研にしても、市内のものを市内で使うということが一番労力が少なくて済むので、量が足りないですけど10年計画でやるならば、毎年刈ってどこかにストックしておくことができればよいかと。市民参加で刈るのは文化財の保存についての啓発活動にもなるので、市民参加を募ってやるというのもいいことだと思います。

黒江委員：この茅材の調達計画ですが、同じ場所でちょっと量が変わっているというのは、もうつくば市の平沢官衙用に確約が取れている量が今これだということですか。

事務局（石橋課長）：必要な量から今年度どのくらい採れるか、4年11月については細かい数字で入っていますが、そこを計算した上で来年度の11月のみなかみの分についてはある程度調整してこの数字になっています。以上です。

議長：他に何かございませんでしょうか。なければこの案件はこれで終了させていただきます。

それではその他の方に行ってもよろしいですか。その他の方は私からご報告ということで資料を準備させていただきました。当市内の自然文化財の基本調査をやってまいりまして、5年間調査してそれを取りまとめ、取りまとめにすごく時間がかかってしまって申し訳なかったのですが、一応、今年度に取りまとめを冊子にして出したいということで今準備を進めています。私が自然

文化財の担当ということで、関わらせていただいているのですが、市内に残る天然記念物及び市内に残る巨木の調査を5年間してきました、これがまとめたものになります。2枚あるのですが1枚目に検討資料と書かせていただきました。つくば市内にはまだまだ太い木がいっぱいあり、実は今、市の天然記念物に指定されているものは、旧町村の時代に指定されたものを引き継いでいるというだけなんです。つくば市になってから指定をしたものは一つありません。その指定の基準もまちまちで、市全体で見ると、天然記念物よりもっと太くて素晴らしい木もあるというところで、その天然記念物って何だろうかというところを疑問にも思い資料をまとめさせていただきました。巨木の大きさっていうのは、太さ、これは胸高周囲といって胸の高さの周囲長を基準とするのですが、その周囲長の市内でのベスト30を載せています。この黄色くなっているのが今現在指定を受けているもので、指定を受けているものよりも太いものがたくさんあることがわかります。状態も非常にいいものがまだ残っていて、そういうことを踏まえると、やっぱり市内の天然記念物を見直すべきではないかと思います。そのためにこの基本調査をやりましたので、この調査を基に、つくば市の天然記念物のあり方とか、今後の保存の仕方とかそういうことも含めて検討していかなくちゃいけないだろうなというふうに感じています。

天然記念物に指定されるとむやみに切れないとか切るときには審議会にかけなければいけないということが起こるので、所有者さんが指定を望まないということもありますが、そうは言っても、そういう意向も聞いてばかりでは指定もできないので、やはりこの木はつくば市にとって価値のあるものだっていうものについては指定を受けていただけるよう説得をすとか、認定文化財制度というのもあるので、それも含めて検討していただき、保存に向けた所有者さんの意識を変えていただく働きかけも必要だと思います。木というものは寿命もありますので、この調査をしている間に指定してあった案

件の枯死を確認して1本指定解除になったこともあり、一の矢神社の大きなけやきも枯れて県の指定が解除されていますで、このままでいくとどんどん天然記念物がなくなる一方だということもあります。次の世代の天然記念物の候補になるような木をあらかじめ何らかの形で保存していくというようなことも考えていかなければいけないのではないかなというふうに私としては感じている次第です。

資料を見ていただくと、ケヤキ、スギ、スダジイの太い木がたくさんあるのでその中から状態の良い木を選んで、各地区でも選びながら、それを市民の人たち、地区の人たちに知ってもらって、保存に向けて所有者さんの意識を変えたり協力を得たりするような方向性になればいいなというふうに考えているところです。2枚目は、樹木の樹種別の周囲長1位を載せています。環境省の巨木、巨樹の認定基準というのがありまして、調査はそれに沿って進めましたので、普通は周囲長300センチを超えるものを巨樹としていますが、樹種によってはあまり成長が良くない木もあるので、1mでも巨樹になる、2m超えれば巨樹になる、と樹種によってそういう基準も変わってきます。そういう意味で樹種別に一位を載せてみました。これなども見ていただきながら、今後、天然記念物のあり方について検討する機会を持っていただければと思った次第です。よろしくお願いします。事務局の方からどうぞ。

事務局（石橋課長）：悉皆調査の本来的な役割としてはやっぱり全部を見た上で保存すべきものを見つけていってその資料にするというのが一番の目的にはなりますので、今回調査した中から指定は所有者さんの同意が得られるかはありますけども、認定文化財は比較的ハードルが低いので、その候補少なくとも30件については候補として打診していくのが適切かとは思っていますし、まず調査をした上で保存につなげていく、そのことを意識して進めていきたいと思っています。以上です。

議長：天然記念物に今指定されているものに関しても状態が良くない木もあり

ます。そう意味では、そういうものを手当していただくとか、状態がどうかということ、なかなか文化財課の方も見て回るということではできないでしょうから、そういうことに関して、市民の方々の協力をいただきながら、それを啓発活動に結びつけていくことも含めて何らかの対策が取れたらいいのではないかと考えています。

その他、ご発言されたい方がいましたらお願いします。

大関委員：文化財保護審議の議題というか話題としてはちょっと違うかもしれないんですけど、皆さんもお気づきになったかもしれないんですが、この間やりました共通テストの日本史Bの問題なんですけども、こちらの日本史Bが常陸国絵図、元禄の常陸国絵図が出ました。その常陸国絵図のさらに切り取って拡大した部分が筑波山なんです。筑波山が出てきて山頂は権現、それから大御堂などが出てくる訳なんですけど、あと郡境が出てきて、筑波山の方ぐっと筑波郡になってる訳なんですけど、さらに活字化しているのは、真壁の方の酒寄村なんですけども、非常に今、そういう意味でも、筑波山がクローズアップされていますので、きっと日本史Bを選択した受験生は全員見たはずなので、ぜひジオパークの方も含め、文化財課の方も含め、頑張ってくださいと嬉しいなと思っています。

杉原委員：最初に言われたところがすごく引っかかっている、今の業務が非常に多くて切迫されているというお話だったと思うんですが。それがもうそもそもあってここでこうやって我々がああしたらいいこうしたらいいと言っても、多分手を付けられない部分が多々あるんじゃないかなと思ひまして。なのでその辺のヒエラルキーというか、どこから手を付けていくとか、或いは専門職員をもっと増やすとか、何かもっとそういう根本的な部分に対しての何かアクションっていうのが、今計画とか考えられてる部分があれば教えていただきたいんですけども。

事務局（石橋課長）：はい。まず業務の中で、どうしても義務的というか、まず

答えていかなければいけないというのは、埋蔵文化財の件っていうのがあります。それは例えば、家を建てたいという個人に、行政がすべき必要な手続きをしなければいけない。あとは営利目的であってもやはり法に基づいた必要な手続きとして市が関わらなければいけない、そういう部分でももちろん何か月以内にやらなければいけないという法律の仕立てではないんですけどもやはり通常以上に待たせてしまっているという状況があるのでここは分担ができない、しにくいついていう部分があります。

文化財の専門委員の中でも専門性というのがあるって、発掘ができる職員というのは、実際限られていて、昔はみんな発掘ができる職員ばかりだったのですが、それが私も含めて他の役割を担うようになってしまって、だから今実際は、担当係長1人が現場を奮闘しているような状況となっています。そこに対しては、来年度人事がどうなるかわからないんですけども、少なくとも専門員の採用については、年度初めに募集して、採用試験を行ってということはしており、埋蔵文化財ということでの募集でもありますので、来年度になるとまた少し状況が変わるのかもしれないと思っています。

その中で活用事業ももちろん重要性というの把握しているんですけども、やっぱりどこかやらない事業を作っていくとなると活用事業の方がどうしても自由になってきます。ただこれは逆に分担ができる部分も多くて、実際は以前よりは、業務がちゃんとできているという結果にもなっている訳です。そういう職員の専門性のバランスが今アンバランスな状況というのが、業務の逼迫の原因にもなってきていると、そういう状況です。以上です。

議長：他にどなたかご発言されたい方ございませんでしょうか。それでは予定していた議事案件等は以上となりますので、進行を事務局の方に戻します。委員の皆様、議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。不慣れで申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

事務局（中川補佐）：田中副会長ありがとうございます。委員の皆様、長時間

に渡り丁寧なご審議をいただき、ありがとうございました。本日の会議録につきましても、後日、皆様にご確認いただいた後に、市のホームページで公開する予定です。それでは以上をもちまして、令和4年度第2回つくば市文化財保護審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

以上

令和4年度第2回つくば市文化財保護審議会

日時：令和5年（2023年）1月17日（火）

午後2時～4時

会場：つくば市役所2階職員研修室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和4年度事業の経過について

(2) 文化財指定・登録・認定の候補物件について

(3) 茅の調達について

4 その他

5 閉 会

令和 4 年度事業の経過について

1 埋蔵文化財調査・保存事業

- ・各種開発等に伴う試掘・確認調査必要件数等が増加
R4.12 月末計 窓口等照会 1,867 件、試掘・確認調査 41 件、市本調査 2 件、
民間委託本調査 2 件
R3 年度合計 窓口等照会 2,632 件、試掘・確認調査 43 件、市本調査 7 件、
民間委託本調査 6 件
- ・埋蔵文化財専門職の不足により業務はひっ迫。専門的な会計年度任用職員を雇用する等の対応をしているが、調査着手まで数か月の期間を要する状況

2 大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」スペシャルトーク in つくば

- ・八田知家役の市原隼人氏のトークショーを NHK 水戸放送局の共催を得て開催。
10/2、つくば国際会議場 LeoEsaki メインホール
応募者 3,143 人、当日観覧者 969 人

3 巡回企画展「鎌倉殿の御家人「八田知家」と鎌倉時代のつくば」及び関連事業

- ・大河ドラマに登場した八田知家を取り上げた巡回企画展を開催
- ・9/17～11/20 小田城跡歴史ひろば案内所、11/26～2/1 谷田部郷土資料館
小田城跡歴史ひろば案内所来場者 1,941 人
谷田部郷土資料館来場者 198 人（12/27 現在）
- ・11/19 体験学習ウォーキング「小田氏の本拠、小田をめぐる」を開催。
応募者 72 人、当日参加者 22 人
11/27 糸賀茂男氏による講演会『「鎌倉殿」と御家人八田知家』を開催。
応募者 288 人、当日聴講者 82 人
講演会は市公式 youtube で配信中（2/1 まで）、動画視聴 286 回（1/8 現在）

4 「小田城御城印」の販売

- ・10/15～11/20 のうち 8 日間、小田城跡歴史ひろば案内所にて試験販売を実施。
1 月下旬から常時販売を開始予定。
- ・3 種のデザインを作成（資料 1-2）。1 枚 300 円、試験販売では計 564 枚販売。
- ・常時販売に当たっては、小田城跡歴史ひろば案内所には現金を取り扱える正職員
がないことが課題であったが、券売機を設置することで対応する。



通常版



不死鳥版



愛猫版

市指定文化財候補物件「三村山不殺生界碑」について

1 経緯

令和4年(2022年)、不殺生界碑の近所に住む常陸小田城親衛隊会会員から、不殺生界碑の所有者が文化財指定に前向きであるとの情報を得て、所有者(千葉県在住)に連絡したところ、所有者からは、文化財指定に協力したい旨のお話をいただくことができた。

2 概要

三村山不殺生界碑は、大きさが高さ1.5m、幅1.3m、厚さ0.13mの筑波変成岩で造られており、「建長五年 癸丑 / 三村山 / 不殺生界 / 九月十一日」の銘文がある。建長5年(1253)と鎌倉時代の建立年代が分かる貴重なものであり、市としても、様々な機会を通して紹介をしていた石造物である。西大寺の高僧であった忍性は、関東布教の先駆けとして、建長4年(1252)に三村山極楽寺に入る。その翌年の建長5年(1253)の7月29日に般若寺、9月11日に三村山極楽寺、同月29日に東城寺で結界が行なわれており、この石碑からは忍性が律僧としての環境を整えるために深く関わっていたものと思われる。

「不殺生界」とは殺生禁断の地のことで、寺院境内だけではなく広く山野河海を含むもので、その境を示したのが当石碑である。石碑は元位置ではなく、常願寺(五輪塔よりも東)付近にあったとされている。

3 現状

所有者により屋根が造られて保存されているが、屋根の根元が腐敗し単管で補強されており、風雨や凍結等の影響からか、次第に碑面の剥離が進んでいる。以前に市教委が薬剤塗布を行っているが、その影響が出ている可能性もある。

4 課題

現在の環境では、一層の剥離等が進み、銘文が確認できなくなる可能性があり、劣化を防ぐためにも風雨や凍結の影響が少ない環境での保存が必要となる。また現在は、常時見学できる状況にあり、小田地区では重要な見学場所であることから、大幅に場所を移すことへの懸念もある。

小田地区内の、風雨や温度変化の少ない環境で保存していくことが望ましい。



三村山不殺生界碑全景 石碑・覆屋



三村山不殺生界碑 覆屋補強状況



三村山不殺生界碑全景 石碑のみ



三村山不殺生界碑 碑面剥離状況



三村山不殺生界碑拓本
筑波の文化財調査時頃

認定地域文化財候補物件「大師講石仏群」について

1 経緯

令和3年11月中旬、臼井立野地区の区長から、同地区の大師堂にある石仏群を文化財に指定できないか相談があった。同年11月26日、文化財課職員が現地に伺い、現況と相談内容を確認。その後、確認した内容をもとに課内で協議し、指定文化財には適さないと判断したため、その旨を区長に伝え、別途、認定地域文化財制度について説明した。

後日区長から、認定地域文化財に申請したいとの相談があったため、令和4年度第1回文化財保護審議会に物件の概要を報告した。

2 概要

臼井大師講石仏群は、つくば市臼井の立野児童館南側に位置している「大師堂」に納められた石仏90体ほどから構成される。

平成4年に立野地区区長によって記された由緒によれば、この石仏群は天保3年に立野の皆川重兵衛が四国八十八ヶ所霊場第一番霊場・靈山寺から持ち帰った土で医王院境内の土地を清めて弘法大師像を安置したことに始まり、以降「新四国八十八ヶ所弘法大師尊霊場」として地域の大師講の信仰対象となったとされる。

堂内に納められた石仏はいずれも同じような様式であり、刻まれた地名を見ると臼井周辺だけでなく真壁や上ノ室などやや遠方の土地も認められ、講の地域的な展開が認められる。また、現在も地元住民で構成される「橘会」が、弘法大師の命日である21日に毎月集まり、石仏の袈裟を作るなどの行事が続いているが、ここ数年は感染症拡大により行われていないという。

3 現状

地域住民の手で良好な状態で管理されている。区長はじめ地元の方々は石仏群の保存への熱意が強く、市から文化財として認めてもらうことで、地域で今後も保存していくための弾みとしたい、との思いを抱いている。

4 課題

認定の対象を、有形文化財の石仏群とするか、無形民俗文化財の大師講の活動とするかは、検討を要する。また、認定に際しての調査及び資料化をどの程度行うかも検討課題である。



大師堂外観



筑波山三役の石像



大師堂入口正面の石仏群

国登録文化財候補物件「下村家住宅」について

1 経緯

所有者から、現在一部が撮影等での貸出しや見学等に利用されている古民家について、文化財指定・登録の候補とならないか、問合せがあった。文化財課で令和4年10月に現地を確認、国有形文化財としての登録の意思を確認した。12月には当審議会の藤川会長に現地を視察していただき、国登録文化財として十分な内容との助言を得た。

2 概要

当該物件が所在する栗原台坪地区には、県道に沿って豪華な屋敷が建ち並ぶ特徴的な景観が見られるが、この景観は江戸時代に財を成した下村家一族の屋敷で構成されている。今回の候補物件はその本家とされる。

敷地内には主屋、長屋門、米蔵が各1棟、蔵が2棟所在する。主屋と長屋門は江戸時代後期の建築、米蔵は大正10年の建築、蔵1棟は江戸時代後期の建築を大正時代に改修したと伝わる。残る1棟は江戸時代後期のものが改修と伝わるが、東日本大震災で大きく破損している。

主屋は六つ間取りで、奥座敷に玄関が設けられた豪華なものである。せがい造りや化粧垂木、玄関の存在等からは幕末・明治頃の改修も推測される。北側の部屋は現代に改修された生活空間であるが、南側の部屋は近世・近代の様子が色濃く残っている。また、大きな長屋門は敷地外からの景観の特色となり、米蔵には長大な材が使用されるなど、下村家の繁栄を跡付けている。

下村家の系譜が位牌から18世紀後半の弘化年間まで遡ることができ、明治40年の家相図には現在の建物配置の原形が認められることは、江戸時代後期から近代の建物群との伝承や所見とも合致する。

3 現状

一部を生活の場としつつ、隣接地に住む所有者が場所貸しや見学の受入れをしながら管理している。建物の状況は概ね良好であるが、敷地奥の倉庫のうち1棟は東日本大震災での壁面崩落等が顕著で立ち入りできない。

4 課題

過去に詳細調査はされておらず、建物、家伝、史料の調査により文化財としての価値を明確にし、登録に際しての資料を得ることが必要となる。

栗原台坪 下村家住宅



外観・北西から 長屋門は当家に江戸後期建築と伝わり、昭和57年に改修。



主屋・南西から 当家に江戸後期と伝わるが、幕末・明治に改修か。六つ間取りで玄関が付く。内部は、土間の奥側・茶の間を昭和57年に現代的に改修。



主屋・南東から 奥座敷に玄関が付く。表の部分は貸スペースとして利用。



主屋室内・南から 六つ間取りの奥2室。婚礼等の際には、玄関から客を入れてこの部屋で式を行ったと伝わる。



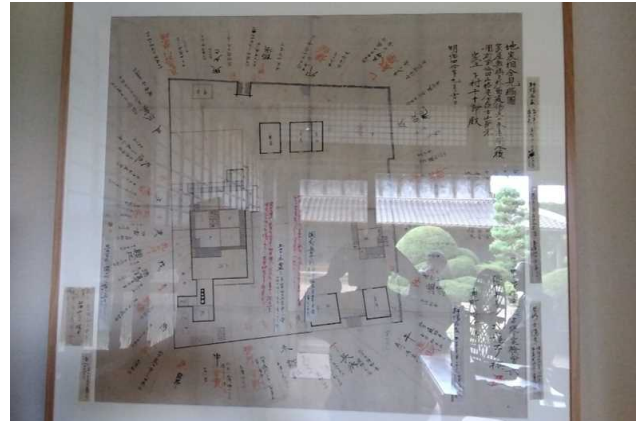
米蔵・北西から 大正10年建築と伝わる。1階庇には継目の無い長大な材が使われている。



蔵2棟・南西から 江戸後期のものを手前は関東大震災後建替え、奥は東日本大震災で被害を受けて、危険な状況。



北側蔵・北西から 東日本大震災で壁が大きく崩落し、未補修のまま。現状では立ち入りはできない。



下村家保管の明治40年家相図。この後に建替えた建造物もあるが、現在の配置とほぼ共通している。

茅の採取について

1 経緯

平沢官衙遺跡復元建物再整備実施設計の作成に際して、令和5年度修理予定の茅葺き屋根に用いる茅材を、施工年度内に市場で調達することが難しいことがわかった。対策として、令和4年度から市民団体等の協力を得て茅を調達することとした。

2 茅材の調達計画

必要数：2尺 \times 換算4,800束(400駄) 再利用分を除く

令和4年11月 2,163束(180駄) 群馬県みなかみ町上ノ原茅場

令和4年12月 300束(25駄) つくば市高エネルギー加速器研究機構内茅場

令和5年1月 200束(15駄) つくば市葛城地区大規模緑地ほか

令和5年11月 1,440束(120駄) 群馬県みなかみ町上ノ原茅場

令和5年12月 600束(50駄) つくば市高エネルギー加速器研究機構内茅場

3 茅調達の状況

- (1) 群馬県みなかみ町上ノ原茅場は、市民団体「森林塾青水」の環境活動の一環としてススキ野原の保全と茅の採取がなされており、文化庁が「ふるさと文化財の森」に選定している。令和4年度は、団体が刈取って乾燥させた茅を、市が業者に委託して運搬、旧筑波東中学校技術室と旧豊里庁舎に保管した。
- (2) 高エネルギー加速器研究機構内茅場は、市民団体「やさと茅葺き屋根保存会」によりススキの採取がなされており、文化庁が「ふるさと文化財の森」に選定している。令和4年度は文化財課も作業に参加、市ホームページでのボランティア募集の協力もした。茅は市公用車で運搬、乾燥後に平沢官衙遺跡の土倉に保管した。
- (3) 県有地で「NPO法人つくば環境フォーラム」が管理している葛城地区大規模緑地内にススキの自生地があり、毎年、NPOとやさと茅葺き屋根保存会が連携して茅刈り体験イベントを実施している。文化財課はイベント後の保存会による茅刈りに同行し、市公用車にて運搬予定。このほか、臨時的に学園の森地内のススキが自生する県有地での茅採取も予定している。

資料5-2

茅材調達状況



群馬県みなかみ町上ノ原茅場 市民団体が環境保全活動の場として管理。



上ノ原茅場 搬出状況 刈り取った茅をその場で乾燥するため、5束の上部を結んだ茅ぼちちを作り現地で2週間ほど乾燥、搬出時は茅ぼちちの下部を縛って積み込み。4 t車5台分を運搬。



高エネルギー加速器研究機構内茅場 刈取り作業 毎年、市民団体が石岡市八郷地区の古民家修理のため、ボランティアを募って茅を採取。立ち枯れしたススキを大きな1束にして縛り、当日内に搬出。